
第二期射水市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

射水市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景 - 統計から見た射水市の子どもを取り巻く状況 -	3
1 統計による射水市の状況	3
2 子ども・子育て支援事業計画の評価	9
第3章 計画の基本的な考え方	11
1 基本理念	11
2 施策体系	13
第4章 量の見込みと確保の内容	14
1 教育・保育提供区域	14
2 量の見込みと確保の内容	15
3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	37
第5章 施策の展開	38
1 子どもの権利保護の推進	38
2 幼児教育・保育環境の整備	41
3 保護者への支援体制の整備	43
4 支援が必要な子ども・家庭への支援	48
5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	52
6 親と子の健康づくりの充実	53
7 仕事と子育ての両立支援	57
第6章 推進体制	58
1 計画の推進に向けて	58
資料編	
1 アンケート結果	60
2 計画の策定経過	75
3 射水市子ども・子育て会議設置要綱	76
4 射水市子ども・子育て会議及び射水市子ども施策推進委員会委員名簿	78

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

子どもは、これからのまちの未来を築く貴重な存在です。社会の希望である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備が必要です。

わが国の少子化は急速に進行しており、平成30年の合計特殊出生率は1.42で人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っています。その背景には、子育てに関する不安や仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられます。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

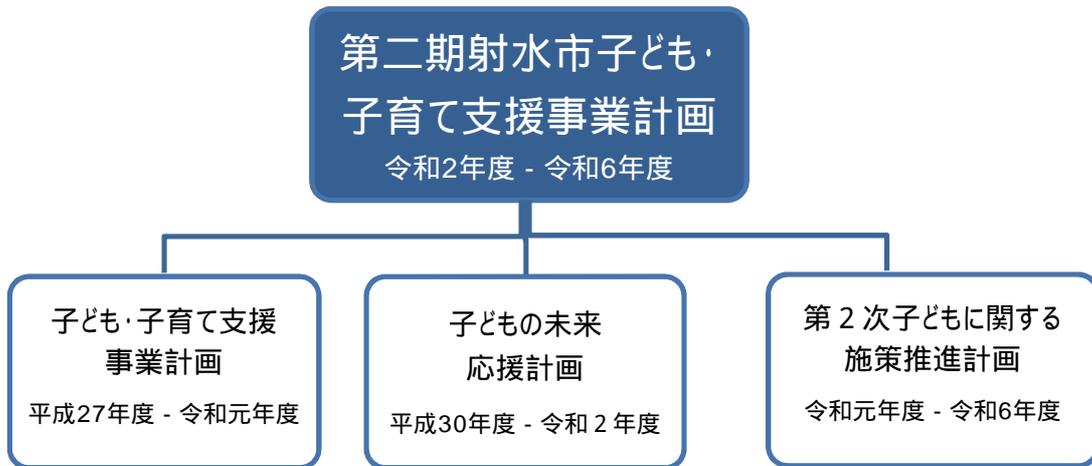
国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定、平成24年には、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。さらに令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化がスタートしたところです。本市では、このような背景のもと平成27年度に「射水市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の整備に取り組んでまいりました。

また、本市では、子どもの将来が生まれ育った環境により夢や希望がかなえられない等といったことがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定めることを目的として、平成29年度に「射水市子どもの未来応援計画」を策定しております。翌年度には、平成19年に制定した射水市子ども条例に基づき、子どもを社会全体で育む機運を高め、子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境の整備に向けた施策を推進するための「第2次射水市子どもに関する施策推進計画」を策定しました。今後は、より一層、子育て支援施策の充実を図るため、「射水市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の終了にあわせ、これらの3つの計画を一本化し新たな「第二期射水市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、「射水市子ども・子育て支援事業計画」(以下「子ども・子育て支援事業計画」)、「射水市子どもの未来応援計画」(以下「子どもの未来応援計画」)、「第2次射水市子どもに関する施策推進計画」(以下「第2次子どもに関する施策推進計画」)の3つの計画を一本化した計画です。上位計画である「射水市総合計画」やその他関連計画と整合性を図り、社会情勢等の変化等を踏まえ、状況に応じて見直すとともに、より効率的に、より効果的に事業を推進します。

計画名	法的根拠
子ども・子育て支援事業計画	子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備する。(子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画)
子どもの未来応援計画	子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定める。(子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に基づく計画)
第2次子どもに関する施策推進計画	子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境を整えていくための施策を、総合的かつ計画的に推進する。(射水市子ども条例第10条に基づく計画)



3 計画の期間

第二期射水市子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間とします。

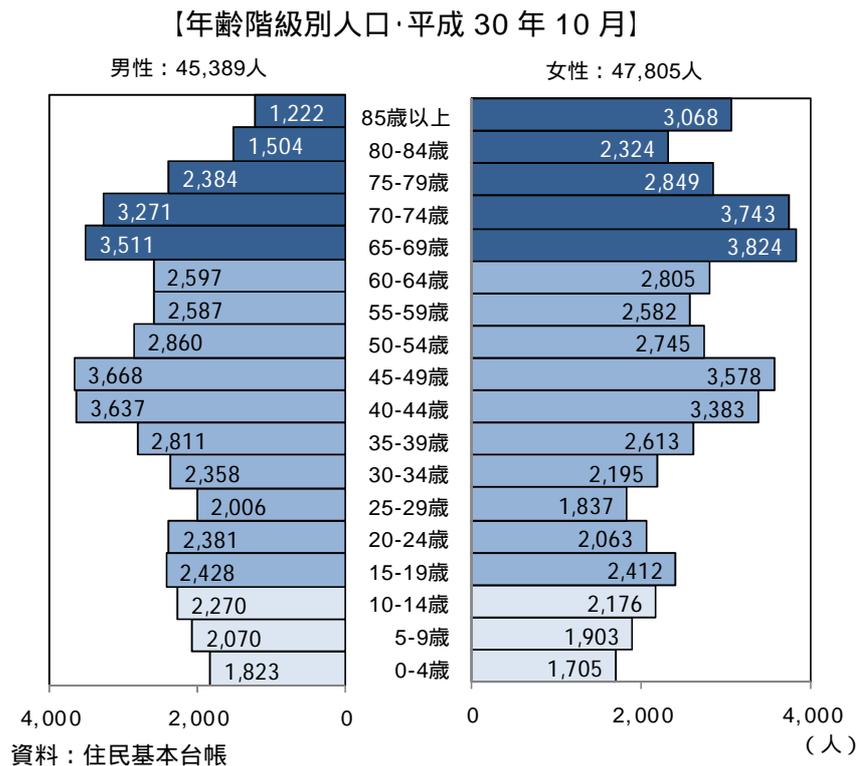


第2章 計画策定の背景 - 統計から見た射水市の子どもを取り巻く状況 -

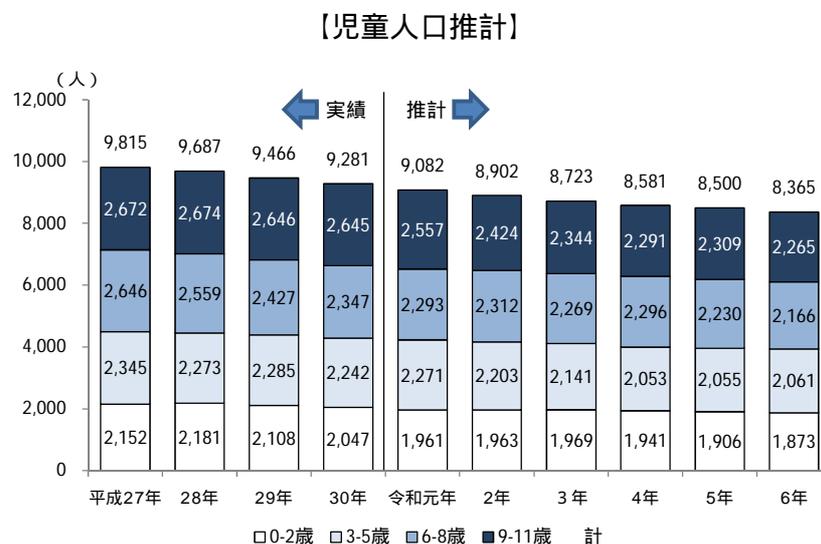
1 統計による射水市の状況

(1) 人口の状況

年齢階級別人口で見ると65～69歳、70～74歳のいわゆる団塊の世代と45～49歳、40～44歳の団塊ジュニア世代が多くなっています。また、年少人口（0～14歳）は、年齢が低い世代ほど人口が少なくなっています。



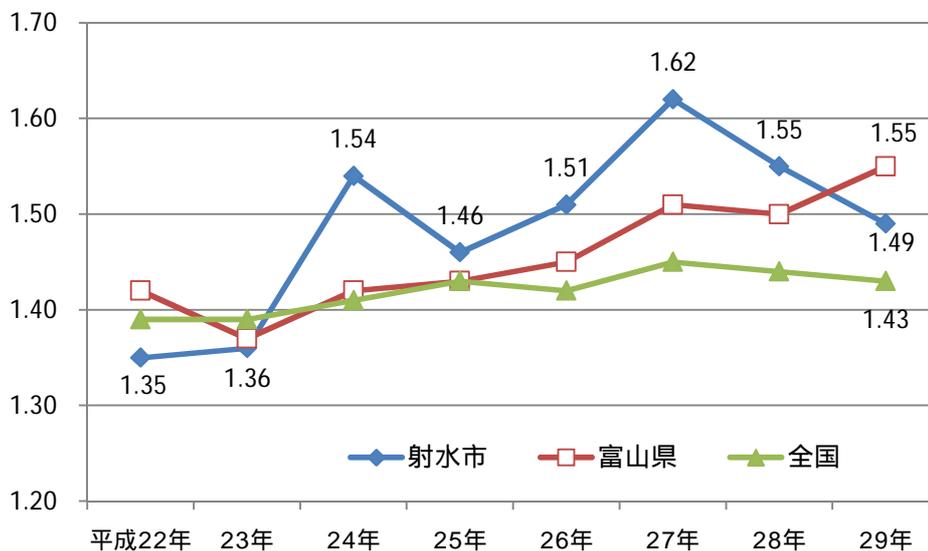
本市の児童人口（0～11歳）は、今後も減少傾向で推移し、平成30年の9,281人から、令和6年には8,365人になることが予想されます。



(2) 出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 29 年で 1.49 となっており、22 年、23 年を除き国・県を上回って推移してきましたが、29 年には県を下回りました。

【合計特殊出生率の推移】

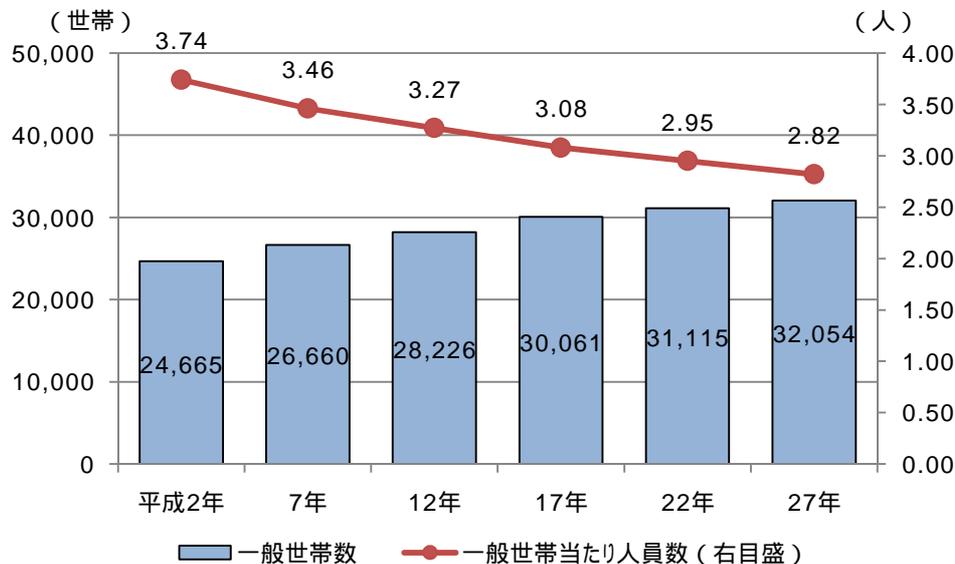


資料：富山県「人口移動統計」「人口動態統計」より作成

(3) 世帯の状況

本市の一般世帯数は年々増加しており、平成 27 年には 32,054 世帯となっています。しかしながら、世帯当たりの人員数は、核家族化等の影響により減少しており、27 年には 2.82 人となっています。

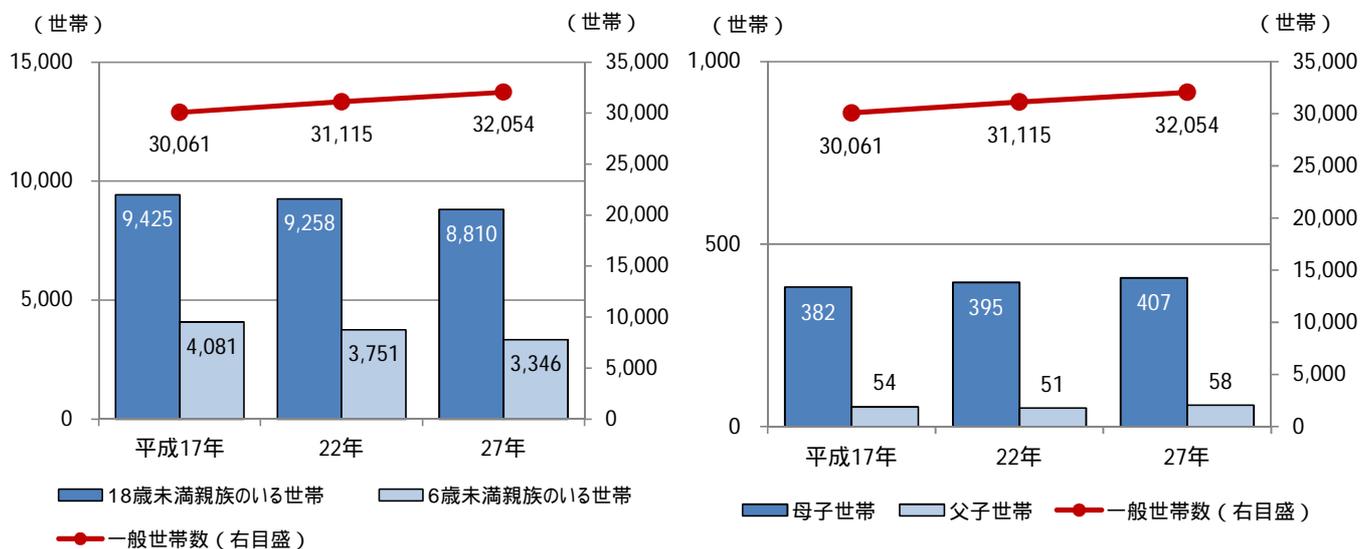
【世帯数の推移】



本市の子育て世帯数(18歳未満の親族がいる世帯の数)は減少傾向にあり、平成27年には8,810世帯となっています。ひとり親世帯数は増加傾向にあり、27年には407世帯となっています。

【子育て世帯の推移】

【ひとり親世帯の推移】

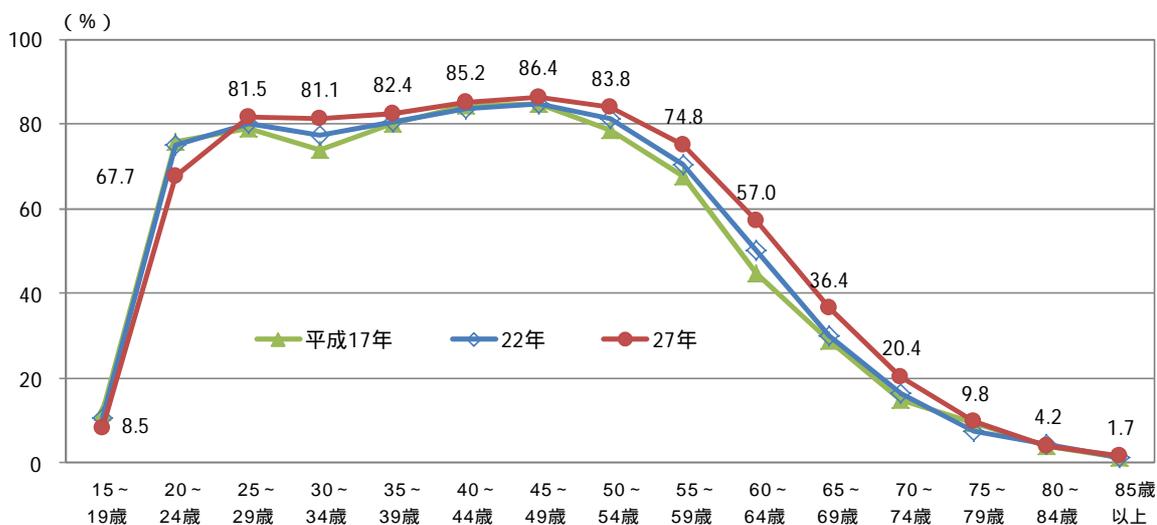


資料：国勢調査

(4) 女性の就労等の状況

本市の女性の労働力率をみると、平成17年には、子育て期にあたる30～34歳を中心に割合が低くなっており、いわゆるM字カーブを描いていましたが、22年、27年とM字の谷の部分の部分が浅くなってきており、子育て期でも働く女性が増加していることがうかがえます。

【女性の労働力率の状況】

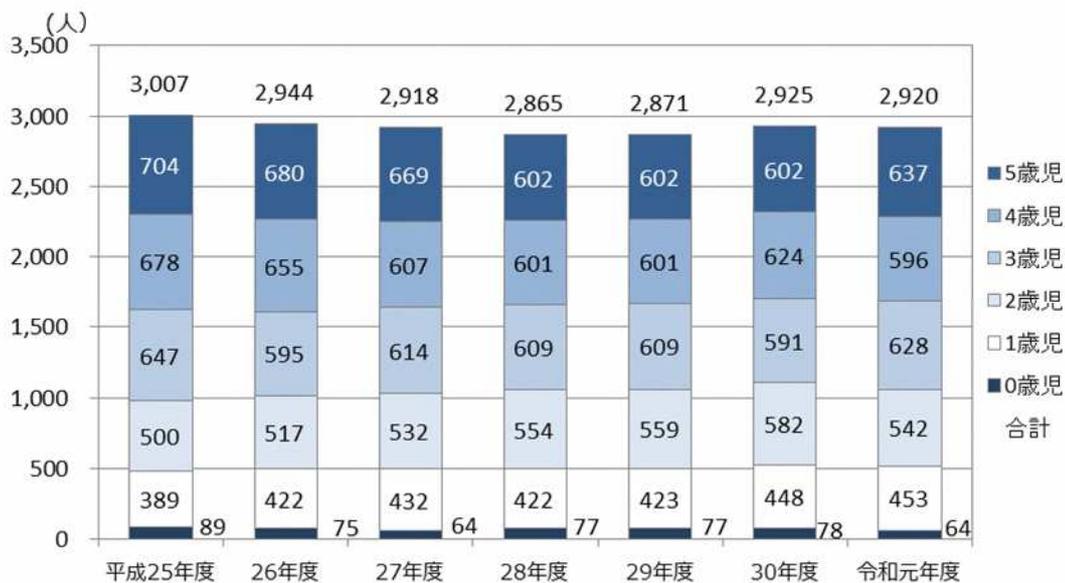


資料：国勢調査

(5) 保育園・幼稚園等の状況

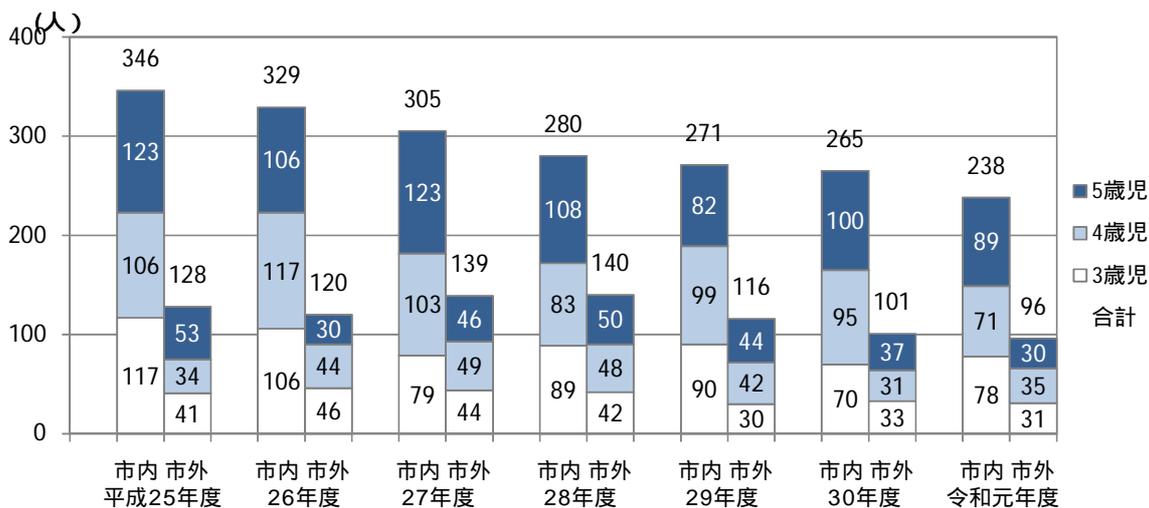
児童の人口は減少傾向にあります。保育園の園児数は、横ばいで推移しており、令和元年度には2,920人となっています。一方、幼稚園の園児数は減少傾向にあり、令和元年度で市内238人、市外96人となっています。

【保育園の園児数の推移】



資料：子育て支援課（各年4月1日）
認定こども園（保育園部）及び事業所内保育施設含む。

【幼稚園の園児数の推移】



資料：子育て支援課（各年5月1日）
認定こども園（幼稚園部）含む。

(6) 国の子どもの貧困率等の状況

平成 27 年の貧困線は 122 万円となっており、「相対的貧困率（貧困線に満たない世帯員の割合）」は 15.6%となっています。

「子どもの貧困率」（17 歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない 17 歳以下の子どもの割合）は 13.9%となっており、平成 15 年以降増加を続けていましたが、12 年ぶりに減少に転じています。

また、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、貧困率は 12.9%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では 50.8%、「大人が二人以上」の世帯員では 10.7%となっています。

	昭和60年	63年	平成3年	6年	9年	12年	15年	18年	21年	24年	27年
相対的貧困率(%)	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率(%)	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯(%)	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人(%)	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上(%)	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
等価可処分所得の中央値(万円)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線(万円)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 1 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 2 平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものである。
- 3 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
- 4 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
- 5 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

等価可処分所得 世帯の可処分所得（所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。）を世帯員数の平方根で割って調整した所得のこと。

貧困線 等価可処分所得の中央値の半分の額（平成 27 年は 122 万円）に位置する線

資料：厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査の結果」

(7) 生活保護世帯の状況

生活保護制度は、生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とした制度です。

なお、国は、「子どもの貧困対策に関する大綱」の中で、「生活保護世帯の子ども」等について、支援を要する緊急度の高い子どもとして優先的に施策を講じるよう配慮する必要があると示しています。

【生活保護率】

(単位：‰)

	射水市	富山県	全国
平成25年度	1.6	3.3	17.0
26年度	1.6	3.3	17.0
27年度	1.5	3.3	17.1
28年度	1.5	3.3	16.9
29年度	1.6	3.4	16.7
30年度	1.7	3.4	16.6

資料：福祉行政報告例

(8) 子どもの人数、児童扶養手当の受給者及び母子・父子世帯の状況

児童扶養手当とは、父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

なお、国は、「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、「ひとり親家庭の子ども」等について、支援を要する緊急度の高い子どもとして優先的に施策を講じるよう配慮する必要があると示しています。

【子どもの人数、児童扶養手当受給者数の推移の状況（各年度4月1日現在）】

(単位:人)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
児童扶養手当受給者数	576	539	562	528	524	508
児童扶養手当受給対象児童数 (A)	877	815	825	784	768	718
子どもの人数(0歳~18歳以下) (B)	17,016	16,761	16,602	16,443	16,228	15,989
子どもの人数に占める児童扶養手当受給対象児童数の割合 (A/B)	5.2%	4.9%	5.0%	4.8%	4.7%	4.5%

資料：福祉行政報告例等

母子世帯の状況をみると、離婚により母子世帯となった割合が90%付近で推移しています。

【母子世帯の状況（各年度4月1日現在の児童扶養手当受給者（母））】

(単位:%)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
離婚	92.2	91.8	89.8	89.5	88.8	88.1
死別	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2
未婚	5.5	5.4	6.7	7.0	7.9	8.7
障害	0.6	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4
遺棄	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0
その他	1.5	2.2	3.1	2.9	2.5	2.6
合計	100	100	100	100	100	100

資料：福祉行政報告例

父子世帯の状況をみると、母子世帯と比較して死別が15%~20%付近と高い割合で推移しています。

【父子世帯の状況（各年度4月1日現在の児童扶養手当受給者（父））】

(単位:%)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
離婚	82.2	83.7	81.0	83.7	84.1	84.2
死別	17.8	16.3	19.0	16.3	15.9	15.8
合計	100	100	100	100	100	100

資料：福祉行政報告例

2 子ども・子育て支援事業計画の評価

子ども・子育て支援事業計画における目標指標について、下表のとおり評価を行いました。

【評価の基準】

目標値に達しているものを「○」とし、目標値に達していないもので、平成30年度実績を平成25年度と比較して、着実に前進しているものを「○」、前進していないものを「△」、後退しているものを「×」としました。

指標名	単位	基準値 平成25年度	実績値 平成30年度	目標値 令和元年度	評価
1 幼児教育・保育環境の整備					
(1) 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応					
延長保育実施園数	園	23	23	24	
一時預かり実施園数	園	8	13	9	
休日保育実施園数	園	8	9	10	○
病児・病後児保育実施園数	園	1	1	1	
地域型保育施設数	園	0	1	1	
2 保護者への支援体制の整備					
(1) 子育て支援サービス等の充実					
児童館延べ利用人数	万人	12.5	8.1	13.0	×
子育て支援センター延べ利用人数	万人	5.1	5.0	5.3	×
子育てサークル数	サークル	11	11	15	
(2) 放課後の居場所づくり					
放課後児童クラブの開設小学校区数及びクラブ数	小学校区	12	13	15	○
	クラブ	17	21	22	○
放課後子ども教室実施か所数	か所	15	15	15	
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型及び連携か所数	か所	13	13	15	
放課後子ども教室・土曜学習推進事業児童参加率	%	18.0	18.1	20.0	○
(3) 家庭や地域の教育力の向上					
家庭教育支援講座参加者数	人	53	93	150	○
地域組織活動の支援(児童クラブ)小学生の加入率	%	95.7	93.8	96.0	×
子育て支援隊登録者数	人	35	37	35	
じいちゃんばあちゃんの孫育て談義実施地区数	地区	2	26	27	○

3 支援が必要な子ども・家庭への支援						
(3) 障がいのある子への支援						
障がい児わくわく子育て支援延べ実施日数	日	200	200	200		
児童発達支援延べ利用回数	回	2,644	4,438	3,168		
保育所等訪問支援延べ利用回数	回	0	0	10		
放課後等デイサービス延べ利用回数	回	1,182	13,124	6,048		
(4) 子どもの権利確保への支援						
子どもの権利について知っている、聞いたことがある子どもの割合	%	37.3	51.5	60.0	○	
不安や悩みがあるとき相談できる人がいる子どもの割合	%	81.5	81.4	90.0	×	
4 親と子の健康づくりの充実						
(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり						
妊娠届出時の母の喫煙率	%	3.4	0.77	0	○	
妊娠11週以下での妊娠届出率	%	92.3	94.1	100.0	○	
(2) 乳幼児の健康づくり						
乳幼児健康診査 受診率	1歳6か月	%	98.7	99.2	100.0	○
	3歳		98.2	99.2	100.0	○
母乳で育てる人の割合	%	61.7	62.2	68.0	○	
子育てが楽しいと回答する率	%	97.9	97.8	100.0	×	
夫婦で育児分担している割合	%	89.0	89.5	100.0	○	
毎日朝食を食べると回答する幼児の割合	%	94.0	94.0	100.0		
生後4か月までの全戸訪問 訪問率	%	79.1	93.6	100.0	○	
むし歯のない子どもの割合(3歳児)	%	83.5	90.1	90.0		
5 仕事と子育ての両立支援						
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進						
ワーク・ライフ・バランスに関する周知回数	件	2	2	5		
女性の育児休業制度取得率	%	87.5	96.9	90.0		
一般事業主行動計画の策定率	%	68.0	76.0	75.0		

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針を踏まえつつ、本市がこれまで実現を目指してきた精神を継承し、前期計画に引き続き、次の基本理念を掲げ、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

つなごう 広げよう 子育ての輪 親子の笑顔があふれるまち射水
～子どもたちの輝く未来のために～

つなごう 広げよう 子育ての輪

地域、事業者、行政が連携し、子育てをしている家庭を社会全体で支える仕組みづくりをはじめとした、子どもを生き育てやすい環境の整備を図るとともに、子どもが健やかに育つ社会の形成を目指します。

親子の笑顔があふれるまち射水

保護者が子育てについての第一義的責任を持ちながら、祖父母を含めた家族をはじめ、社会の全ての構成員が子育て支援の重要性に関心と理解を深め、各々の役割を果たすことを大切に、保護者が子育ての楽しさや喜びを実感できるようなまちを目指します。

～子どもたちの輝く未来のために～

子どもたちは、社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在です。

わたしたちは、「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におき、本市に住む全ての子どもたちが、いきいきと健やかに、そして心優しく豊かな心を持つとともにたくましく成長し、子ども自身が「ここで育ちたい・ここで育って良かった」という思いを抱き、まちへの誇りや愛郷心が育つことを目指します。

4つの方針

基本理念の下、以下の4つの方針に基づき、教育・保育の充実のみならず、国際社会の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえ、子ども・子育て支援施策の推進や、子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえた施策を展開していきます。

子どもの幸せを第一とする支援

子どもはかけがえのない一人の人間であるという考え方に立って、子どもの権利を尊重した施策を推進します。また、子どもの幸せと健やかな成長を図るため、親や保育園・幼稚園・学校等の施設関係者、地域住民や団体、行政等のそれぞれが役割を担い、連携します。

子どもの健やかな成長への支援

全ての子どもが、健やかに成長し、まちの未来を担う存在になれるよう、子どもたちが育つ過程において多様な経験機会を提供するなど、多様な支援を行います。

家庭における子育てへの支援

全ての親や祖父母等の家族が、子育ての過程において、不安や悩みを抱え込まないよう適切な支援を行うとともに、親自身が学び、育つことにより、子育ての喜びを感じながら、楽しく子育てできるようにします。

地域で支える子育て支援

地域で生活する一人ひとりが、子どもたちに関心をもち、見守り育てるための支援と体制づくりを関係機関や地域住民が協力して行います。

2 施策体系

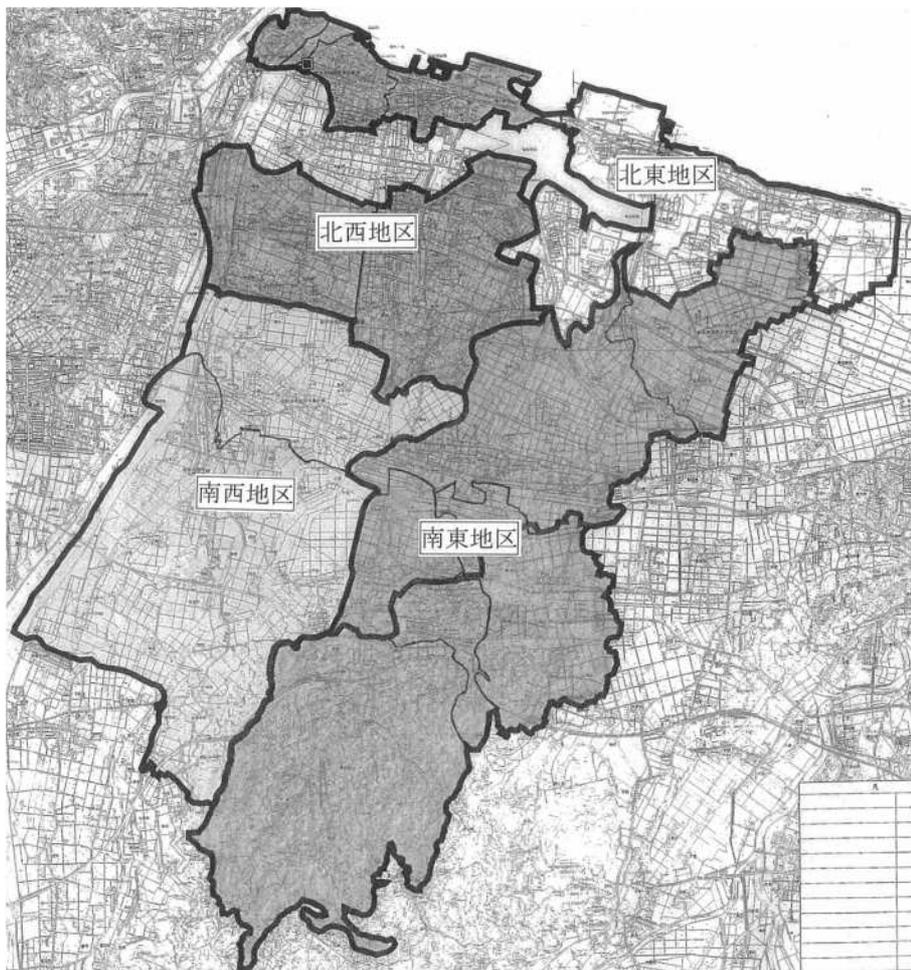
基本理念	基本目標	基本施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> つなぐ笑顔が広がる 親子の笑顔が広がる 子育ての輪 輝く未来の水 ために </p>	1 子どもの権利保護の推進	(1)子どもの権利の啓発及び確保への支援
	2 幼児教育・保育環境の整備	(1)多様な幼児教育・保育ニーズへの対応 (2)良好な幼児教育・保育環境の確保
	3 保護者への支援体制の整備	(1)子育て支援サービス等の充実 (2)放課後の居場所づくり (3)家庭や地域の教育力の向上
	4 支援が必要な子ども・家庭への支援	(1)学校教育を軸とした学力保障 (2)ひとり親家庭等への自立支援 (3)障がいのある子への支援
	5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	(1)児童虐待防止対策の充実
	6 親と子の健康づくりの充実	(1)安心して妊娠・出産できる環境づくり (2)乳幼児の健康づくり (3)小児医療の充実
	7 仕事と子育ての両立支援	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

第4章 量の見込みと確保の内容

1 教育・保育提供区域

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、国は、『地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、幼児教育、保育提供区域内での需給計画を立てること』としています。

本市では、「北西地区」、「北東地区」、「南西地区」、「南東地区」の4つの教育・保育提供区域を設定し、地域の実情に応じたサービスを提供していきます。



区域	中学校区	人数（平成30年10月1日現在）		
		0～5歳児	6～11歳児	地区計
北西地区	新湊、新湊南部	744	930	1,674
北東地区	射北	563	676	1,239
南西地区	大門	1,174	1,482	2,656
南東地区	小杉、小杉南	1,808	1,904	3,712
計		4,289	4,992	9,281

2 量の見込みと確保の内容

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成30年12月に実施した「射水市の子ども・子育てに関するニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向を踏まえ、目標事業量を設定しています。また、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、量の見込みに対する確保の内容を設定しています。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

確保の内容の考え方

確保の内容については、利用定員数で定めています。また、利用定員については、毎年度各園の利用実態を踏まえて検証し、提供体制の確保に努めていきます。

認定区分と提供施設

区分	対象	該当する施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園での教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要性」がある子ども	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要性」がある子ども	保育園・認定こども園・地域型保育事業

本市の教育・保育施設数と定員数（令和元年度時点）

施設の種類	施設数（か所）	定員数（人）
幼稚園	2	205
保育園	23	2,790
認定こども園	5	700
事業所内保育施設	1	25（地域枠6）
企業主導型保育施設	1	42（地域枠21）

1号認定・2号認定（3～5歳、教育ニーズあり）

【提供体制及び確保方策の考え方】

令和2年度から令和6年度にかけては、児童人口の減少とともに量の見込みも減少傾向にあり、現在の提供体制で確保できる見込みです。

（単位：人）

全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号	183	177	170	171	172
	2号（教育のニーズあり）	128	125	120	119	120
	A 合計	311	302	290	290	292
確保の内容	幼稚園	50	50	50	50	50
	認定こども園	723	723	723	723	723
	B 合計	773	773	773	773	773
B - A		462	471	483	483	481

< 区域別 >

北西		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号	15	14	13	13	13
	2号（教育のニーズあり）	29	27	27	25	25
	A 合計	44	41	40	38	38
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	65	65	65	65	65
	B 合計	65	65	65	65	65
B - A		21	24	25	27	27

北東		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号	18	16	16	16	16
	2号(教育のニーズあり)	5	4	4	4	4
	A 合計	23	20	20	20	20
確保の内容	幼稚園	50	50	50	50	50
	認定こども園	115	115	115	115	115
	B 合計	165	165	165	165	165
B - A		142	145	145	145	145

南西		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号	56	57	54	52	52
	2号(教育のニーズあり)	47	48	46	44	44
	A 合計	103	105	100	96	96
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	170	170	170	170	170
	B 合計	170	170	170	170	170
B - A		67	65	70	74	74

南東		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号	94	90	87	90	91
	2号(教育のニーズあり)	47	46	43	46	47
	A 合計	141	136	130	136	138
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	373	373	373	373	373
	B 合計	373	373	373	373	373
B - A		232	237	243	237	235

2号認定（3～5歳、教育ニーズなし）

【提供体制及び確保方策の考え方】

令和2年度から令和6年度にかけては、児童人口の減少とともに量の見込みも減少傾向にあり、現在の提供体制で確保できる見込みです。

（単位：人）

全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	2号	1,868	1,809	1,737	1,734	1,737
	A 合計	1,868	1,809	1,737	1,734	1,737
確保の内容	保育園	1,642	1,642	1,642	1,642	1,642
	認定こども園	367	367	367	367	367
	企業主導型保育	3	3	3	3	3
	B 合計	2,012	2,012	2,012	2,012	2,012
B - A		144	203	275	278	275

< 区域別 >

北西		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	2号	337	317	306	297	296
	A 合計	337	317	306	297	296
確保の内容	保育園	337	337	337	337	337
	認定こども園	55	55	55	55	55
	企業主導型保育	0	0	0	0	0
	B 合計	392	392	392	392	392
B - A		55	75	86	95	96

北東		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	2号	253	228	228	222	222
	A 合計	253	228	228	222	222
確保の内容	保育園	169	169	169	169	169
	認定こども園	100	100	100	100	100
	企業主導型保育	0	0	0	0	0
	B 合計	269	269	269	269	269
B - A		16	41	41	47	47

南西		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	2号	533	541	511	501	491
	A 合計	533	541	511	501	491
確保の内容	保育園	572	572	572	572	572
	認定こども園	15	15	15	15	15
	企業主導型保育	0	0	0	0	0
	B 合計	587	587	587	587	587
B - A		54	46	76	86	96

南東		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	2号	745	723	692	714	728
	A 合計	745	723	692	714	728
確保の内容	保育園	564	564	564	564	564
	認定こども園	197	197	197	197	197
	企業主導型保育	3	3	3	3	3
	B 合計	764	764	764	764	764
B - A		19	41	72	50	36

3号認定（1、2歳）

【提供体制及び確保方策の考え方】

令和2年度から令和6年度にかけては、量の見込みは増加傾向にあります。現在の提供体制で確保できる見込みです。

（単位：人）

全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	3号	990	1,033	1,048	1,057	1,066
	1・2歳					
A 合計		990	1,033	1,048	1,057	1,066
確保の内容	保育園	924	924	924	924	924
	認定こども園	218	218	218	218	218
	事業所内保育	5	5	5	5	5
	企業主導型保育	17	17	17	17	17
	B 合計	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
B - A		174	131	116	107	98

< 区域別 >

北西		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	3号	173	181	180	179	177
	1・2歳					
A 合計		173	181	180	179	177
確保の内容	保育園	181	181	181	181	181
	認定こども園	22	22	22	22	22
	事業所内保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育	0	0	0	0	0
	B 合計	203	203	203	203	203
B - A		30	22	23	24	26

北東		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	3号	109	114	116	115	116
	1・2歳					
A 合計		109	114	116	115	116
確保の内容	保育園	84	84	84	84	84
	認定こども園	50	50	50	50	50
	事業所内保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育	0	0	0	0	0
	B 合計	134	134	134	134	134
B - A		25	20	18	19	18

南西			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	3号	1・2歳	270	275	277	280	281
	A 合計		270	275	277	280	281
確保の内容	保育園		305	305	305	305	305
	認定こども園		18	18	18	18	18
	事業所内保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		323	323	323	323	323
B - A			53	48	46	43	42

南東			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	3号	1・2歳	438	463	475	483	492
	A 合計		438	463	475	483	492
確保の内容	保育園		354	354	354	354	354
	認定こども園		128	128	128	128	128
	事業所内保育		5	5	5	5	5
	企業主導型保育		17	17	17	17	17
	B 合計		504	504	504	504	504
B - A			66	41	29	21	12

3号認定（0歳）

【提供体制及び確保方策の考え方】

令和2年度から令和6年度にかけては、児童人口の減少とともに量の見込みも減少傾向にあり、現在の提供体制で確保できる見込みです。

（単位：人）

全体			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	3号	0歳	266	262	257	252	249
	A 合計		266	262	257	252	249
確保の内容	保育園		219	219	219	219	219
	認定こども園		59	59	59	59	59
	事業所内保育		1	1	1	1	1
	企業主導型保育		7	7	7	7	7
	B 合計		286	286	286	286	286
B - A			20	24	29	34	37

< 区域別 >

北西			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	3号	0歳	36	36	34	33	33
	A 合計		36	36	34	33	33
確保の内容	保育園		35	35	35	35	35
	認定こども園		3	3	3	3	3
	事業所内保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		38	38	38	38	38
B - A			2	2	4	5	5

北東			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	3号	0歳	24	23	22	21	21
	A 合計		24	23	22	21	21
確保の内容	保育園		14	14	14	14	14
	認定こども園		11	11	11	11	11
	事業所内保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		25	25	25	25	25
B - A			1	2	3	4	4

南西			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	3号	0歳	78	76	75	73	71
	A 合計		78	76	75	73	71
確保の内容	保育園		82	82	82	82	82
	認定こども園		0	0	0	0	0
	事業所内保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		82	82	82	82	82
B - A			4	6	7	9	11

南東			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	3号	0歳	128	127	126	125	124
	A 合計		128	127	126	125	124
確保の内容	保育園		88	88	88	88	88
	認定こども園		45	45	45	45	45
	事業所内保育		1	1	1	1	1
	企業主導型保育		7	7	7	7	7
	B 合計		141	141	141	141	141
B - A			13	14	15	16	17

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

本市における実施事業一覧（平成 30 年度時点）

		実施か所数	平成 30 年度実績
時間外保育事業（延長保育）		23	712 人
放課後児童健全育成事業		21	891 人
子育て短期支援事業		2（市外施設を含む）	20 人
地域子育て支援拠点事業		12	22,623 人（延）
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	幼稚園 6 か所（市内）	9,931 人（延）
	その他の一時預かり（未就学児）	保育園 8 か所（市内）	4,665 人（延）
		その他 2 か所（市内）	
		ファミリーサポートセンター事業（未就学児のみ）	
病児・病後児保育事業		1 か所	72 人（延）
ファミリーサポートセンター事業（就学児のみ）		1 か所	476 人（延）
妊婦健診事業		-	7,568 人（延）
乳児家庭全戸訪問事業		-	488 人
養育支援訪問事業		-	-
利用者支援（子育て支援課窓口）		1 か所	1 か所
実費徴収に係る補足給付事業		-	-
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		-	-

一時預かり事業の実施か所数には、認定こども園（幼稚園部及び保育園部）を含めます。

時間外保育事業（延長保育）

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用率をもとに設定しています。全ての希望者が利用できるよう提供体制を確保します。

（単位：人）

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	797	788	762	760	754
B 確保の内容	797	788	762	760	754
B - A	0	0	0	0	0

< 区域別 >

北西	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	147	143	138	134	131
B 確保の内容	147	143	138	134	131
B - A	0	0	0	0	0

北東	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	75	72	70	69	68
B 確保の内容	75	72	70	69	68
B - A	0	0	0	0	0

南西	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	180	180	172	169	165
B 確保の内容	180	180	172	169	165
B - A	0	0	0	0	0

南東	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	395	393	382	388	390
B 確保の内容	395	393	382	388	390
B - A	0	0	0	0	0

放課後児童健全育成事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

確保の内容については国の示す「専用区画面積」をもとに設定しています。量の見込みが確保の内容を上回るクラブについては、経過措置を適用し運営の継続を図ることとします。

確保の内容：専用区画面積における児童一人当たりの面積 1.65 m²（経過措置 1.11 m²）

塚原小学校、下村小学校については、放課後児童クラブは未設置ですが、地域の実情に応じ、開設について検討します。

（単位：人）

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1,034	1,032	1,057	1,026	981
1年生	358	348	365	320	308
2年生	307	325	313	333	287
3年生	246	241	256	244	259
4年生	92	88	92	99	95
5年生	25	23	25	24	26
6年生	6	7	6	6	6
B 確保の内容	1,202	1,202	1,202	1,202	1,202
B - A	168	170	145	176	221

< 小学校区域別 >

放生津小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	25	30	31	27	26
1年生	8	11	10	4	8
2年生	4	8	11	10	4
3年生	6	3	5	7	6
4年生	6	6	3	5	7
5年生	1	2	2	1	1
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	41	41	41	41	41
B - A	16	11	10	14	15

新湊小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	35	34	34	35	31
1年生	15	14	15	16	11
2年生	11	10	9	10	11
3年生	5	5	5	4	5
4年生	2	2	2	2	1
5年生	1	2	2	2	2
6年生	1	1	1	1	1
B 確保の内容	40	40	40	40	40
B - A	5	6	6	5	9

作道小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	93	90	85	88	83
1年生	34	31	28	34	27
2年生	29	31	28	26	31
3年生	25	22	24	22	20
4年生	4	5	4	5	4
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	96	96	96	96	96
B - A	3	6	11	8	13

片口小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	53	54	47	41	36
1年生	18	23	12	12	13
2年生	11	14	18	9	9
3年生	18	9	11	14	7
4年生	3	6	3	4	5
5年生	3	2	3	2	2
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	93	93	93	93	93
B - A	40	39	46	52	57

堀岡小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	30	35	39	39	41
1年生	8	10	10	10	11
2年生	13	8	10	10	10
3年生	3	12	7	9	9
4年生	4	3	10	6	8
5年生	2	2	2	4	3
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	60	60	60	60	60
B - A	30	25	21	21	19

東明小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	45	44	40	40	36
1年生	20	16	14	17	13
2年生	16	14	11	10	12
3年生	6	11	10	8	7
4年生	3	3	5	5	4
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	58	58	58	58	58
B - A	13	14	18	18	22

塚原小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	-	-	-	-	-
1年生	-	-	-	-	-
2年生	-	-	-	-	-
3年生	-	-	-	-	-
4年生	-	-	-	-	-
5年生	-	-	-	-	-
6年生	-	-	-	-	-
B 確保の内容	-	-	-	-	-
B - A	-	-	-	-	-

児童室があり、放課後児童クラブは未設置です。放課後児童クラブの開設については、地域の実情を考慮し、検討します。

小杉小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	114	122	134	129	124
1年生	46	51	56	43	45
2年生	36	40	44	49	37
3年生	28	26	29	32	36
4年生	4	5	5	5	6
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	102(145)	102(145)	102(145)	102(145)	102(145)
B - A	-12(31)	-20(23)	-32(11)	-27(16)	-22(21)

量の見込みが確保の内容を上回る場合でも、経過措置（括弧内の数値）を適用することで必要な量を確保できます。

金山小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	37	35	33	34	32
1年生	9	7	6	9	6
2年生	7	9	7	6	8
3年生	9	7	9	7	6
4年生	7	7	6	7	6
5年生	3	3	3	3	4
6年生	2	2	2	2	2
B 確保の内容	25(38)	25(38)	25(38)	25(38)	25(38)
B - A	-12(1)	-10(3)	-8(5)	-9(4)	-7(6)

量の見込みが確保の内容を上回る場合でも、経過措置（括弧内の数値）を適用することで必要な量を確保できます。

歌の森小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	135	133	143	137	134
1年生	44	37	45	32	38
2年生	33	42	35	43	31
3年生	29	30	39	32	39
4年生	25	19	20	26	21
5年生	4	5	4	4	5
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	183	183	183	183	183
B - A	48	50	40	46	49

太閤山小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	99	95	95	87	82
1年生	30	26	28	21	22
2年生	30	34	29	32	24
3年生	33	28	32	27	30
4年生	6	7	6	7	6
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	100	100	100	100	100
B - A	1	5	5	13	18

中太閤山小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	92	94	103	102	99
1年生	32	35	39	32	32
2年生	29	28	31	34	28
3年生	16	22	21	24	26
4年生	15	9	12	12	13
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	113	113	113	113	113
B - A	21	19	10	11	14

大門小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	155	142	132	134	133
1年生	47	41	45	50	43
2年生	54	42	36	40	44
3年生	39	43	34	29	32
4年生	7	9	10	8	7
5年生	5	3	4	4	4
6年生	3	4	3	3	3
B 確保の内容	173	173	173	173	173
B - A	18	31	41	39	40

下村小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	-	-	-	-	-
1年生	-	-	-	-	-
2年生	-	-	-	-	-
3年生	-	-	-	-	-
4年生	-	-	-	-	-
5年生	-	-	-	-	-
6年生	-	-	-	-	-
B 確保の内容	-	-	-	-	-
B - A	-	-	-	-	-

児童館があり、放課後児童クラブは未設置です。放課後児童クラブの開設については、地域の実情を考慮し、検討します。

大島小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	121	124	141	133	124
1年生	47	46	57	40	39
2年生	34	45	44	54	38
3年生	29	23	30	29	36
4年生	6	7	6	7	7
5年生	5	3	4	3	4
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	118(148)	118(148)	118(148)	118(148)	118(148)
B - A	-3(27)	-6(24)	-23(7)	-15(15)	-6(24)

量の見込みが確保の内容を上回る場合でも、経過措置（括弧内の数値）を適用することで必要な量を確保できます。

子育て短期支援事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用件数をもとに設定しています。

全ての希望者が利用できるよう施設と連携し提供体制を確保します。

(単位：人)

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	20	20	20	20	20
B 確保の内容	20	20	20	20	20
B - A	0	0	0	0	0

地域子育て支援拠点事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の利用実績をもとに設定しています。

確保の内容は、現在の提供体制で十分確保されています。

(単位：人)

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	53,500	54,000	54,500	55,000	55,000
B 確保の内容	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
B - A	1,500	1,000	500	0	0

一時預かり事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用実績をもとに設定しています。

全ての希望者が利用できるよう施設と連携し提供体制を確保します。

【幼稚園の預かり保育】

(単位：人)

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	10,598	10,598	10,598	10,598	10,598
B 確保の内容	10,598	10,598	10,598	10,598	10,598
B - A	0	0	0	0	0

< 区域別 >

北西	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	224	224	224	224	224
B 確保の内容	224	224	224	224	224
B - A	0	0	0	0	0

北東	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	477	477	477	477	477
B 確保の内容	477	477	477	477	477
B - A	0	0	0	0	0

南西	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	2,481	2,481	2,481	2,481	2,481
B 確保の内容	2,481	2,481	2,481	2,481	2,481
B - A	0	0	0	0	0

南東	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	7,416	7,416	7,416	7,416	7,416
B 確保の内容	7,416	7,416	7,416	7,416	7,416
B - A	0	0	0	0	0

【保育園等で行う一時預かり】

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	5,261	5,261	5,261	5,261	5,261
B 確保の内容	5,261	5,261	5,261	5,261	5,261
B - A	0	0	0	0	0

< 区域別 >

北西	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1,559	1,559	1,559	1,559	1,559
B 確保の内容	1,559	1,559	1,559	1,559	1,559
B - A	0	0	0	0	0

北東	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	329	329	329	329	329
B 確保の内容	329	329	329	329	329
B - A	0	0	0	0	0

南西	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1,819	1,819	1,819	1,819	1,819
B 確保の内容	1,819	1,819	1,819	1,819	1,819
B - A	0	0	0	0	0

南東	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
B 確保の内容	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
B - A	0	0	0	0	0

【ファミリーサポートセンター（預かり）】

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	128	128	128	128	128
B 確保の内容	210	210	210	210	210
B - A	82	82	82	82	82

病児・病後児保育事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用実績数及びニーズ調査の結果をもとに設定しています。
 全ての希望者が利用できるよう施設と連携し提供体制を確保します。

（単位：人）

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	900	900	900	900	900
B 確保の内容	900	900	900	900	900
B - A	0	0	0	0	0

ファミリーサポートセンター事業（就学児のみ）

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用実績数もとに設定しています。
 確保の内容は、現在の提供体制で十分確保されています。

（単位：人）

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	563	563	563	563	563
B 確保の内容	600	600	600	600	600
B - A	37	37	37	37	37

妊婦健診事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、当該年度の翌年度の0歳児の人数（人口推計から）としています。

県内の医療機関、県外里帰り機関において、全ての妊婦の受診を目指すとともに、11週以内の早期届出者を増やします。

（単位：人）

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	626	614	605	593	562
B 確保の内容	626	614	605	593	562
B - A	0	0	0	0	0

乳児家庭全戸訪問事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みについては、当該年度の0歳児の人数（人口推計から）としています。

市内在住の、生後4か月未満の乳児家庭全ての訪問を目指します。

（単位：人）

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	638	626	614	605	593
B 確保の内容	638	626	614	605	593
B - A	0	0	0	0	0

養育支援訪問事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

乳幼児訪問指導など類似事業実施のため、計画期間中の実施は行いません。

利用者支援

【提供体制及び確保方策の考え方】

射水市子育て支援センターに保育コンシェルジュを設置し、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

（単位：箇所）

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 確保の内容	1	1	1	1	1
B - A	0	0	0	0	0

実費徴収に係る補足給付事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

低所得で生計が困難である方や第3子の子どもが保育園等に支払う施設の実費徴収額で副食費の減免を実施します。対象者や対象範囲の拡大については、今後の動向を踏まえ検討します。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

該当する事業は実施していませんが、多様な事業者の新規参入の支援や認定こども園の特別支援教育・保育の提供体制の確保については、関係課が個別に対応しております。事業としての実施については、今後の動向を踏まえ検討します。

3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

認定こども園は幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、保護者の就労状況及び変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができます。

保護者の教育・保育ニーズが多様化しているなか、そのニーズに対応するため本市では認定こども園の新設や幼稚園・保育園の認定こども園への移行を進めております。今後も継続して事業者の意向や教育・保育の提供区域の状況を考慮しながら整備を進め、認定こども園の普及に努めます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援について

幼稚園教諭と保育士が、お互いの役割と専門性を認識し、幼児教育及び保育について学び合う合同研修等を実施するなど資質の向上を図ります。また、専門性が必要となるアレルギー対応や虐待、気になる子への関わり方について知識を深めるため、園内研修の充実や園外研修の確保・促進に努めます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実について

乳幼児期は心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、その発達は連続性を有するものであります。子どもの成長に応じた子育て施策の充実や質の高い教育・保育の提供など、環境の整備に努めます。

また、全ての子ども・子育て家庭に対しその状況に応じて子育ての安心感や充実感を得られるよう、地域子ども・子育て支援事業を充実させ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を進めていきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園・保育園・認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、供給が不足しがちな満3歳未満児の保育を提供する役割を担います。

この両方が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。また、地域型保育事業が日頃から連携施設との交流や連携を密にすることで、満3歳以降も引き続き幼稚園・保育園・認定こども園において切れ目なく適切に教育・保育が受けられることとなります。このことから、教育・保育施設と地域型保育事業者間での連携支援の充実を図ります。

(5) 幼稚園・保育園・認定こども園と小学校等との連携

幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続のため、それぞれの職員による意見交換会の実施や児童の交流活動を年間計画に位置づけます。また、職員の相互参観の実施や就学児の実態について話し合う機会を設け、幼児期から児童期への発達の流れなどについての共通理解を深め、小学校教育への連続性が確保できるよう緊密な連携を図っていきます。

第5章 施策の展開

1 子どもの権利保護の推進

現状と課題

子どもがかけがえのない一人の人間として生きていくためには、子どもの権利に対する正しい知識と理解をもって、子どもに接していくことが重要です。これまでも、「射水市子ども条例」等について啓発を行うとともに、「子どもの権利」に関するリーフレットを作成し、配布しています。小学校や中学校では、人権週間や道徳教育、学校活動を通して、子どもの権利について学習しています。高等学校では、「家庭基礎」や「現代社会」等の授業を通じて、親や家庭の果たす役割や子育てに関する事などについて学習しています。また、生徒会活動を通じていじめの防止に向けた取組を行っています。

平成22年度から毎年実施してきた子どもに対するアンケート調査の結果をみると、「射水市子ども条例」や「子どもの権利」の認知状況（「知っている」「聞いたことはある」と答えた子どもの割合）は増加傾向にあり、平成27年度以降は5割以上となっています。また、平成30年度に実施した保護者に対するアンケート調査の結果をみると、「射水市子ども条例」の認知状況（「知っている」「聞いたことはある」と答えた保護者の割合）は5割以上となっています。

今後も、引き続き、子どもの権利についての啓発活動を充実し、子どもの権利に対する理解を深めていく必要があります。

(1) 子どもの権利の啓発及び確保への支援

「射水市子ども条例」等に基づき、「子どもの権利」や「体罰等によらない子育て」等の啓発について、保育園や学校等の関係機関と連携し、子どもや保護者等への理解を深めることはもとより、子どもや保護者等が抱える悩みについて、子どもの悩み総合相談室や教育機関等で気軽に相談できる体制の充実を図ります。また、体罰やいじめ、犯罪、児童虐待等により、子どもの権利が侵害されないよう、子どもの権利支援センター等の充実を図り、精神的苦痛の軽減や立ち直りを支援します。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	子どもの権利啓発	子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現に向けて「射水市子ども条例」について広報紙等を活用し周知します。小中学校においては小学校5年生及び中学校2年生を対象に「射水市子ども条例」等に関するアンケート調査を通じて認識を高めます。また、「いじめをなくす射水市民五か条」を周知し、人権や道徳教育を推進します。	子育て支援課 学校教育課
2	いのちとふれあう学習	学校生活など様々な機会を活用し望ましい生活習慣や最後までやり抜く強い意志を身につけます。また、人とのふれあいや自然、動植物とふれあうことでいのちを大切にすることを育てます。	学校教育課

3	異年齢でのふれあい活動	心の養護教育を推進するため、小学校区ごとに保育園・幼稚園等と小学校との交流活動を実施します。また、子育て支援センターや児童館等において、異年齢の子どもたちがふれあえる遊びの場を提供します。	学校教育課 子育て支援課
4	ボランティア活動	社会に学ぶ「14歳の挑戦」において、職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組み、将来の自分の生き方を考えるなど、たくましく生きる力を身につけます。	学校教育課
5	子どもの主体的な学習や活動に対する支援	地域の自然や産業、歴史を学ぶとともに、ふるさとの魅力や課題を学べるよう、総合的な学習を支援します。また、児童生徒の自主性や創意工夫を生かすため、児童会や生徒会活動を支援します。	学校教育課
6	射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会	各中学校区におけるいじめ・問題行動等に対する取組事例の共有化や、地域と連携しながら児童生徒の地域行事・活動への参加を促進するなど、児童生徒の自尊感情を高めます。	学校教育課
7	教育相談の充実	担任以外の教職員へ気軽に相談することができるマイサポーター制度の積極的な活用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門員の配置や活用等により、児童生徒や保護者等の悩み、不安等の心の問題の改善や解決を図ります。	学校教育課
8	子どもの悩み総合相談室	子どもに関する悩みの相談窓口となり、必要に応じて関係機関を紹介するなど、問題解決に向けて取り組みます。	子育て支援課
9	教育と福祉のつなぎ	学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、貧困や不登校等の問題を抱えている児童生徒や家庭に対応できるようスクールカウンセラー等が保健や医療・福祉・教育分野の専門機関と連携を図ります。	学校教育課
10	子どもの権利支援センターの運営	子どもの権利支援センターの機能を充実し、悩みを抱え傷ついた子どもが安心して過ごすことができる居場所を提供するとともに、子どもやその保護者からの相談に応じます。	子育て支援課
11	子ども食堂への支援	貧困家庭やひとり親家庭の子どもを対象に食事と居場所を提供するとともに、見守りや必要に応じて関係機関へつなぐことを目的に子ども食堂を実施しようとする団体に対して、その開設準備に係る費用を援助します。(補助金として、1団体1回限り)	子育て支援課
12	体罰等によらない子育ての推進	保護者等による体罰禁止が法制化されたことなどを広く市民に周知します。また、保護者等に対して、国のガイドラインに基づき、体罰の具体例や子どもとの接し方など関係機関を通じて普及啓発するとともに、子育ての悩みなどに対応する相談機関等について周知を図ります。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課

指標

指標名	単位	現状値（H30）	目標値（R6）
子どもの権利について知っている、聞いたことがある子どもの割合	%	51.5	80.0
学校が楽しい、どちらかという楽しい子どもの割合	%	92.1	95.0
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	%	(小)87.5 (中)86.8	(小)100.0 (中)100.0
不安や悩みがあるとき相談できる人がいる子どもの割合	%	81.4	90.0
子ども食堂開設数（補助金交付件数）	か所 （件）	1(1)	2(2)

2 幼児教育・保育環境の整備

現状と課題

女性の社会進出の増加や働き方の多様化、核家族化の進行等により、以前のように家庭で子どもを保育することが難しくなっており、低年齢児を中心とした保育ニーズの高まりや様々なニーズに対応した保育サービスの実施が必要となっています。

また、保育だけでなく、幼稚園等における幼児教育についても、子どものより良い発達・成長につながる教育の実施が求められているため、質の維持・向上に向けた取組を進めていくことが必要です。

(1) 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応

保護者のニーズに対応し、幼児教育・保育の量の拡充と質の向上を進めます。幼稚園・保育園・認定こども園での教育・保育を充実するとともに、延長保育や一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスを展開します。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	保育の必要性の認定	保護者の幅広いニーズや就労形態の多様化に応えるため、保育の必要性の認定を行い、円滑な給付につなげます。	子育て支援課
2	通常保育	保護者が就労等により、就学前の児童を家庭で保育ができない場合、保育園において保育を行います。家庭や地域との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育を補完します。	子育て支援課
3	幼稚園における幼児教育	幼稚園において、満3歳以上の児童に対し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行います。	子育て支援課
4	認定こども園における教育・保育	保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるよう、認定こども園で教育・保育を一体的に行います。	子育て支援課
5	延長保育	世帯構造の変化や就労形態の多様化等による保育ニーズに対応し、18時以降の延長保育を実施します。	子育て支援課
6	一時預かり	幼稚園における在園児を主対象とした一時預かり（預かり保育）を実施するとともに、保育園において、未就園児を対象とした一時預かりを実施します。	子育て支援課
7	休日保育	就労などで、日曜・祝日に保育が必要な在園児を保育する休日保育を実施します。	子育て支援課
8	病児・病後児保育	子どもが病気で、集団保育が困難な場合、保育園の専用スペースで一時的に預かります。	子育て支援課
9	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育など、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる地域型保育事業を状況に応じて実施します。	子育て支援課

指標

指標名	単位	現状値（H30）	目標値（R6）
延長保育実施園数	園	23	26
一時預かり実施園数	園	13	13
休日保育実施園数	園	9	10
病児・病後児保育実施園数	園	1	1
地域型保育施設数	園	1	1

（２）良好な幼児教育・保育環境の確保

保育サービス評価制度による評価や保育料等の軽減、園と小学校との連携を図り、就学時の円滑な接続を図るなど、子どもや保護者にとって、より良い幼児教育・保育の環境が確保できるよう努めます。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	保育サービス評価制度	保育サービスの質の向上を図るため、保育園が提供するサービスについて、第三者評価を行います。	子育て支援課
2	幼稚園、保育園、認定こども園、小学校の連携の推進	幼稚園、保育園、認定こども園、小学校の行事等を通して、子どもたちや教職員の交流を行うとともに、互いの指導について理解を深め、連携を図ります。	子育て支援課 学校教育課
3	保育園保育料の軽減	保護者の経済的負担を軽減するため、保育料を低額に設定するとともに、第3子以降の園児の保育料無料化を実施します。	子育て支援課
4	副食費の軽減	保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の園児の副食費を軽減します。	子育て支援課

3 保護者への支援体制の整備

現状と課題

核家族化による家族の支援の欠如や地域における関係の希薄化により、保護者が子育てに関する悩みや不安を抱え込んでしまい、大きなストレスを感じるなどの問題が生じています。

そのような保護者の孤立を防ぐため、相談機関の周知や交流・仲間づくりなどの支援を進めていくことが重要です。また、家庭や地域における教育力、子育て力を向上させ、心豊かで健やかな子どもを育てていくことが求められています。

(1) 子育て支援サービス等の充実

ファミリーサポートセンターや子育て支援センターなどの充実を図り、地域での子育てが円滑に行えるよう支援するとともに、利用者支援では、子どもや家庭の状況に合わせたサービスや事業の紹介・つなぎを行い、保護者の不安や悩みが解消できるよう支援します。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	ファミリーサポートセンター事業	子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員登録し、緊急的に育児が困難な場合や子どもの病気の回復期や夜間の一時預かり等の対応を行います。また、ひとり親家庭や低所得者の優先的利用に配慮します。	子育て支援課
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集う交流の場として、子育てに関する相談や援助、講習の実施、地域の子育て関連情報の提供等により、子育てに関する不安を軽減します。	子育て支援課
3	利用者支援事業	子育て支援課窓口及び子育て支援センター等において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて、関係機関との連絡調整等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する支援を行います。	子育て支援課
4	子育て短期支援事業(短期入所生活援助ショートステイ)	保護者が疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、関係機関と連携し、児童福祉施設等で一時的に養育・保護をします。	子育て支援課
5	子育て短期支援事業(夜間養護等トワイライトステイ)	保護者が就労その他の理由により、家庭において児童を養育することが困難となった場合、関係機関と連携し、児童福祉施設等で生活指導、食事の提供等の支援を行います。	子育て支援課
6	子育てサークル	育児家庭に対し、不安等を軽減するために、親同士の仲間づくりを行い、地域の子育て交流を推進します。	子育て支援課
7	子育ての情報提供	子育て支援アプリ「ちゃいる.com」やメールマガジン、ケーブルテレビなど様々な媒体を通じて、妊娠・出産から子育てに関する行政サービスや子育て情報を提供します。	子育て支援課

8	「とやまっ子子育て応援券」の普及促進	「とやまっ子子育て応援券」を配布し、地域における各種保育サービス、保健サービスの利用を促進することで、子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
9	保育園や幼稚園、認定こども園の機能の充実	育児のノウハウを有した地域に密着した施設として、地域の子育て支援に積極的に取り組むとともに、地域に開かれた施設として地域住民との交流を図ります。	子育て支援課
10	児童手当	児童を養育している保護者等において、生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の保護者等に手当を支給します。	子育て支援課
11	子育てガイド官民協働発行事業	子育て支援に関する制度や手当、保育園や幼稚園、医療機関等に関する情報を分かりやすくまとめた「子育てガイド」を官民協働で発行し、妊娠・出産または子育て世帯へのサービス向上を図ります。	子育て支援課
12	赤ちゃんの駅事業	乳幼児の保護者等が外出時において、気軽に授乳、おむつ替え等を行うことができる場所を備えた市内の施設、店舗等を射水市赤ちゃんの駅として登録し、これを広く周知することにより、安心な子育て環境の充実を図ります。	子育て支援課
13	子育て支援ネットワークの充実	子育てに関する関係機関や団体相互の情報交換の拡大を図り、地域の子育て支援機能の充実とネットワークづくりを推進します。また、子育て支援センターにおいて、地域の子育て関連情報を提供することで、子育て家庭に対する育児支援に努めます。	子育て支援課
14	地域における生活支援組織の構築	地域支え合いネットワーク事業等、公的な福祉サービスでは対応しきれない日常生活上の困りごとが、地域の中で解決できる仕組みづくりを進めます。	地域福祉課
15	地域見守りネットワークの充実	地域住民が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会を形成するため、地域やボランティア団体、NPO法人、企業等との地域見守りネットワークの構築を推進します。	地域福祉課
16	子ども見守り隊など地域における教育機能の充実	登下校時の子ども見守り隊の活動をはじめ、地域の子どもたちは地域全体で守り育てるという意識を醸成します。	学校教育課
17	多子世帯や二世帯同居世帯の賃貸住宅入居の推進	15歳までの子を含む若者世帯が新たに市内に転入、転居する場合、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。（所得制限あり）	未来創造課
18	相談機能の強化	多様化する市民ニーズへの的確な対応や今後の地域福祉推進を図るため、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、障がい者地域活動支援センター、生活自立サポートセンター、子ども子育て総合支援センター等の相談機関の専門員等の配置や資質の向上などにより、相談機能の充実に努めます。また、相談機関の相互連携により更なる機能強化に努めます。	地域福祉課 子育て支援課 社会福祉課 保健センター

指標

指標名	単位	現状値（H30）	目標値（R6）
子育て支援センター延べ利用人数	万人	5.0	5.5
子育てサークル数	サークル	11	15
子育て支援アプリ ダウンロード累計数	件	729	1,900
子育てガイド 発行部数	部	7,000	7,000
配布か所数	か所	151	220
赤ちゃんの駅 設置か所数	か所	37	45

（２）放課後の居場所づくり

放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブや放課後子ども教室、土曜学習推進事業の充実を図り、小学生の安全・安心な居場所の確保を推進します。また、余裕教室の確保等を行い、それぞれに通う児童同士が同一の活動プログラムに参加できる体制や運営に係る課題について、放課後対策事業運営委員会において協議を行うなど、検討を進めていきます。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	就労等により、保護者が昼間家庭に不在の小学生に対し、放課後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	生涯学習・スポーツ課
2	放課後子ども教室	放課後の居場所づくりとして、全ての小学生に対し、学校・家庭・地域が連携して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課
3	土曜学習推進事業	学校・家庭・地域が連携して豊かで有意義な土曜日の教育環境を構築します。	生涯学習・スポーツ課
4	児童館・児童室	地域の児童館やコミュニティセンター内の児童室で運動や工作、音楽等の遊びを通じて、子どもの健康を増進し、豊かな情操を育みます。	子育て支援課
5	とやまっ子さんさん広場事業	地域住民やボランティア等が主体となり、コミュニティセンターや公民館、集会場等の施設を活用し、地域の子どもたちが交流できる居場所づくりを進めるとともに、子育てを地域で支え合う体制を整備します。	生涯学習・スポーツ課

指標

指標名	単位	現状値 (H 30)	目標値 (R 6)
放課後児童クラブの開設小学校区数	か所	13	15
クラブ数		21	24
放課後子ども教室実施か所数	か所	15	15
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型及び連携か所数(うち、一体型か所数)		13 (12)	15 (15)
放課後子ども教室・土曜学習推進事業 児童参加率	%	18.1	20.0
児童館延べ利用人数(児童室含む)	万人	8.1	11.8
さんさん広場実施か所数	か所	6	8

(3) 家庭や地域の教育力の向上

いみず親学びスクールや子育て井戸端会議などを実施し、家庭教育力の向上を図るとともに、地域組織活動の支援や子育て支援隊の活動を通して、子育てへの関心や理解を深め、地域全体による子育てを支援します。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	いみず親学びスクール	保護者や子育て支援関係者等を対象に、専門家を招いて講座を実施し、子育てや家庭教育を行う上でのヒントや気づきを得る機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課
2	子育て井戸端会議	小学校就学時の健康診断を利用して、保護者同士が話し合う機会をつくり、子育てや家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課
3	あったか家族応援プロジェクト	あったか家族の愛ことば「家族いっしょに食事 おしゃべり お手伝い」の普及啓発のため、あったか家族応援プロジェクトとして関係団体等と連携し、普及・啓発活動を実施します。	生涯学習・スポーツ課
4	家庭の役割について学ぶ機会の充実	子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを生き育てることの意義についての教育や広報啓発活動を推進します。	学校教育課 子育て支援課
5	地域組織活動の支援 (児童・母親クラブ、PTA、ボーイ・ガールスカウト)	地域や小学校等と連携し、児童の健全育成を目的とした活動を展開する児童クラブや母親クラブ、また、子どもたちの自主性を高めボランティア活動等を通じて地域社会との関わりをもつことを目的とした活動を展開するPTAやボーイスカウト、ガールスカウトの各団体に対して支援を行い、地域全体で子どもを育てる気運を醸成します。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課

6	子育て支援隊	子育てに関する豊富な知識や子どもの創造力を育むことにつながる趣味・特技を持つ団体・個人が小学校や保育園等を訪問し、子どもの健やかな成長を図るための活動を行います。	子育て支援課
7	三世代交流	子どもと子育て中の親、地域の人たちが、子育てや生活の知恵、文化の継承などを通して、地域コミュニティを構築します。	生涯学習・スポーツ課

指標

指標名	単位	現状値（H30）	目標値（R6）
いみず親学びスクール参加者数	人	93	150
子育て井戸端会議保護者参加率	%	95.9	100
地域組織活動の支援			
児童クラブ(小学生)加入率	%	94.7	96.0
地域行事に参加したことがない子どもの割合		18.2	10.0
子育て支援隊登録団体数	団体	37	37

4 支援が必要な子ども・家庭への支援

現状と課題

ひとり親家庭等への支援については、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の規定に基づき、支援が求められています。併せて、障がいのある子どもや外国人の子どもが地域で安心して生活できるような環境づくりについても必要です。

支援が必要な子ども・家庭が抱える課題に対し、きめ細かな支援を行い、子どもの権利が確保される環境づくりが求められています。

(1) 学校教育を軸とした学力保障

子どもの貧困対策の実施に当たっては、未就学期、学齢期の子どもが受ける教育の役割を改めて認識する必要があります。また、教育は、貧困状態にあるなどの困難を抱えやすい状況にある子どもを含め、全ての子どもを対象としており、平等で適切な教育を受ける環境を構築し、子どもたちにとって必要な力を育てていくことが重要です。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	確かな学力の定着	確かな学力の定着に向け、基礎学力や学習習慣を定着させる指導を充実し、必要に応じて学習サポーターやチームティーチング指導員を配置するなど一人ひとりに寄り添ったきめ細かな学習支援を図ります。	学校教育課
2	心身ともに健やかな子どもの育成	学級診断尺度調査（Q-U調査）の効果的な活用についての研修を行い、児童生徒を多面的に理解し、人間関係をベースとした学級運営を推進します。 また、生活習慣病の早期発見のため、検診を実施し、医療機関の受診をすすめるとともに、生活習慣の見直しなどについて家庭と連携を図ります。さらに、学校における食育推進のため、栄養教諭等により指導体制を充実します。	学校教育課
3	児童生徒の見守り・支援	各学校へ支援を必要とする児童生徒への見守り・支援を行う学習サポーターの配置、教職員等への専門家による指導・助言、特別支援学級の開級や通級指導教室の開設など、児童生徒の実態に応じた適切な支援を行います。	学校教育課
4	適応指導教室	適応指導教室で不登校等の児童生徒が抱える心理的な問題等の軽減を図りながら、自立する力やよりよい人間関係づくりができるための支援を行います。	学校教育課

指標

指標名	単位	現状値（H30）	目標値（R6）
学習サポーターの継続的な配置	人	40	40

(2) ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親等の困難を抱える家庭が、家庭生活と職業生活において安定し、安心して子育てができるよう、就労に向けた支援や経済的負担の軽減、相談体制の充実等を図ります。

なお、国は、「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、ひとり親家庭等への経済的支援や就労支援を重点施策として示しており、各事業を連携し取り組むことにより、効果的な支援につなげていきます。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	母子・父子家庭自立支援給付金	母子または父子家庭の母または父の能力開発の取組を支援するため、指定の教育訓練や資格取得に対する給付金を支給します。	子育て支援課
2	母子家庭等小口資金貸付	資金の貸付けを行うことにより、母子家庭の経済的自立と生活の安定、併せてその扶養する児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
3	母子・父子自立支援相談	母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図り、巡回訪問指導を行うなど、母子及び父子の相談に応じた支援を実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関と連携し、養育費や面会交流の取り決め等に関する事例の高度化に対応できるよう支援員の資質や専門性の向上を図ります。	子育て支援課
4	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
5	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の児童とその母または父、もしくは養育者の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
6	特別保育等の利用料助成	低所得世帯等の延長保育、病児保育、ファミリーサポートセンターの利用料を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
7	児童生徒就学援助費	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費等を援助します。	学校教育課
8	ひとり親家庭の児童生徒への学習支援	ひとり親家庭の児童生徒に対し、コミュニティセンター等において、教員 OB 等の学習支援ボランティアが塾形式で学習支援を実施するとともに、児童生徒の良き理解者として進学相談等を行います。	子育て支援課
9	公営住宅等への入居や住宅確保への支援	ひとり親家庭の生活基盤の安定のため、公営住宅等への入居手続を支援します。また、子育て支援課において住宅の新築や転宅等で必要な場合は、母子父子寡婦福祉資金の貸付け（手続）を支援します。	子育て支援課 建築住宅課
10	ひとり親世帯の仕事と子育ての両立支援	ひとり親世帯の児童が経済的に困難な状況でも放課後児童クラブやファミリーサポートセンターを利用できるよう、ひとり親家庭に対して利用料金を減免することで利便向上を図り、仕事と子育ての両立をバックアップします。	生涯学習・スポーツ課 子育て支援課

11	養育費や面会交流に関する情報提供と制度活用による支援	離婚届の提出時等の機会を活用し、養育費や面会交流に関する情報提供と啓発を行います。また、養育費確保や面会交流促進に関する制度について活用を図り、国の養育費相談支援センター等と連携し、養育費の確保を支援します。	子育て支援課
12	生活困窮者の自立生活支援の促進	最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業により、関係機関と連携した自立支援を推進します。 また、支援状況の把握に努め、必要に応じ、同制度に基づく支援施策である任意事業（家計相談支援事業や子どもに対する学習支援事業等）の実施を検討します。	社会福祉課
13	生活保護による支援	生活保護制度に基づき、保護が必要な方に対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、保護受給世帯全体の状況や自立阻害要因を調査・把握し必要な支援を実施することで世帯の自立を図ります。	社会福祉課

指標

指標名	単位	現状値（H30）	目標値（R6）
学習支援ボランティア事業実施か所数	か所	1	2

（3）障がいのある子への支援

障がいのある子どもが、ライフステージに応じ、地域で安心して暮らしていけるよう、自らの持つ能力を最大限に活かすことができる環境の整備に努めます。また、関係機関が連携し、一貫した早期療育の充実と障がいのある子ども一人ひとりが必要とする支援を行います。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	障がい児保育	障がいのある子どもの中で、発達支援のために集団保育が必要とされる子どもの保育を実施します。	子育て支援課 保健センター
2	障がい児わくわく子育て支援	放課後や土曜日、長期休暇中に、障がいのある子どもの遊びや生活の場を設け、集団活動や生活訓練等を行います。	社会福祉課
3	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、集団生活への適応訓練や専門的な療育を行います。	社会福祉課
4	保育所等訪問支援	保育園等を訪問し、障がい児や保育園等の職員に対し、集団生活に馴染むための専門的な支援等を行います。	社会福祉課
5	放課後等デイサービス	学校に通学する障がい児に対して、放課後や学校の休業日に、サービス事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。	社会福祉課

6	特別児童扶養手当	精神または身体に障がい（中程度以上）を有する 20 歳未満の障がい児を養育している父または母もしくは養育者に手当を支給します。（所得制限あり）	子育て支援課
7	障がい児福祉手当	20 歳未満で、心身に重い障がいのある児童生徒の負担の軽減の一助として手当を支給します。	社会福祉課
8	重度心身障がい者等在宅介護手当	障がい者（児）の介護者に対して手当を支給し、負担の軽減を図ります。	社会福祉課
9	心身障がい者（児）福祉金	本市に居住する心身障がい者（児）に対し、福祉金を支給し、心身障がい者（児）の生活の激励と負担の軽減を図ります。	社会福祉課
10	心身障がい児通園通院等介護助成金	障がい児の通園、通学または病院への通院に対して助成金を支給し、交通機関を利用して介護にあっている保護者の負担を軽減します。	社会福祉課
11	補装具費支給	身体障がい者（児）に対し、補装具費を支給し、失われた身体機能を補完または代償し、日常生活の効率の向上を図ります。	社会福祉課
12	自立支援医療（育成医療）	18 歳未満の身体に障がいのある児童または現在の疾病を放置しておくこと将来障がいに至ると認められ、手術などの外科的な治療によって確実な効果が期待できる児童に対して、障がいの軽減若しくは除去に必要な医療を給付します。	社会福祉課
13	就学支援の充実	特別支援教育の専任職員の配置、地区相談会や保育園・幼稚園等への巡回訪問の実施など、就学相談の体制及び機会の充実を図ります。また、医療、福祉及び教育等の関係機関が密に連携しながら、医療的ケアや重度の障がいを有する等の子どもが、個々の状態に応じた適切な教育が受けられるよう努めます。	学校教育課 社会福祉課 子育て支援課 保健センター

指標

指標名	単位	現状値（H30）	目標値（R6）
障がい児わくわく子育て支援延べ実施日数	日	200	200
児童発達支援延べ利用回数	回	4,438	4,960
保育所等訪問支援延べ利用回数	回	0	10
放課後等サービス延べ利用回数	回	13,124	19,200

5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

現状と課題

児童虐待が深刻な社会問題となる中、児童相談所等の関係機関とより密接に連携を図り、虐待の予防や早期対応に努めることが重要です。支援が必要な子ども・家庭が抱える課題に対し、きめ細かな支援を行い、子どもの権利が確保される環境づくりが求められています。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防・早期発見に向け、児童虐待防止の啓発はもとより、専門的な知識を有した相談員による支援や巡回訪問等を実施するとともに、保育園や幼稚園、学校、児童相談所、警察等の関係機関と連携を図ります。また、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討を含め、相談体制の一層の強化を図ります。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	家庭児童相談	子どもの養育に関する様々な悩みや心配ごとの相談を行い、子どもの健やかな成長を図ります。また、児童相談所や民生委員・児童委員等の関係者と連携し、巡回訪問、巡回相談を行うなど相談・指導及び在宅支援体制の整備・強化を図ります。	子育て支援課
2	人権侵害や社会的弱者への対応	児童虐待を防止するため、専門知識・技術を有した家庭児童相談員や母子・父子自立支援員を配置し、相談支援を行うとともに、保健センターや保育園、幼稚園、認定こども園、学校及び児童相談所等の関係機関と連携を図ります。	子育て支援課
3	D V 防止の推進	配偶者等に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪であるという意識を深めるための啓発を図るとともに、暴力に関する関係機関との連携・協力体制の推進を図ります。	地域振興・文化課
4	要保護児童対策協議会	子どもに関わる施設、地域等が連携し、要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るために必要な情報を共有し、要保護児童及びその保護者を支援します。	子育て支援課
5	養育支援訪問	虐待などの問題を抱えた家庭に対し、訪問などによる育児相談・指導を行い、児童の養育を支援します。	保健センター 子育て支援課
6	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域支援等	地域における児童の健全育成や児童虐待の防止等への支援を推進するとともに、その基盤となる地区民生委員児童委員協議会等の活動周知や組織の活性化に努めます。	地域福祉課

6 親と子の健康づくりの充実

現状と課題

妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを抱える母親が多くみられます。よって、子ども子育て総合支援センターを拠点とし、妊娠期から、出産、子育て期にわたる切れ目のない相談・支援体制の充実を図ることや、母子の健康や子育てに関する情報提供を行うことなどが求められます。また、安心して生み育てられる基盤としての医療体制の充実が求められることから、医療機関等との連携を強化し、体制の充実を図ることが必要です。小児医療については、小児科医師の不足等により救急や入院時の受け入れ体制の充実についての課題があります。

(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

安心して妊娠・出産できるよう、各種健康診査や教室などの実施や医療機関との連携による支援体制の強化により、母子の健康の確保と正しい知識の普及を図ります。また、不妊・不育症治療に関する負担の軽減等の支援を実施します。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	母子総合相談室	保健師や助産師が、来所や電話で、妊娠・出産・子育てに関する相談を随時行います。また、妊娠届出、予防接種券発行手続等も行います。	保健センター
2	こころの相談	心の不調を一人で抱え込まず、早めの相談や受診につながるよう、専門員による相談会を実施します。	保健センター
3	不妊・不育症治療費助成	不妊治療、不育症治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	保健センター
4	母子健康手帳の交付	妊娠届出者へ母子健康手帳を交付し、保健指導を行います。また、手帳交付時に母子保健サービス等の情報提供を行います。	保健センター
5	妊婦一般健康診査	妊婦に対する健康診査費用を助成します。また、里帰り出産のため県外で健康診査を受診した場合も、費用の一部を助成します。	保健センター
6	妊婦歯科健康診査	妊娠届出時に受診勧奨を行い、妊婦歯科健康診査受診票を発行し、歯科健康診査及び歯科保健指導を実施します。	保健センター
7	妊産婦医療費助成	妊産婦が特定の病気の治療を受けた場合に医療費を助成し、疾病の早期発見と早期治療を促進し、母体の健康の確保と経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
8	もうすぐパパママ教室	母親の心の支えとなる父親が育児への理解を高め、親としての自覚や子どもを育てるしっかりとした心構えを持てるよう講義・沐浴実習等を実施します。	保健センター
9	妊産婦相談	母子総合相談室や保健センターで、妊娠中や産後の健康管理等について、健康相談を行います。	保健センター

10	妊産婦訪問指導	妊娠中や産後の健康管理について、必要に応じて家庭訪問を行い、産後ケア等の育児支援情報の提供や指導を行います。	保健センター
11	出産育児一時金 (国民健康保険)	被保険者が出産をしたとき、出産育児一時金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
12	国民年金第1号被 保険者の産前産後 期間の保険料免除	国民年金の被保険者が出産をしたとき、その出産前後の一定期間の保険料が免除されます。	保険年金課
13	産婦健康診査	産婦に対する健康診査費用を助成します。また、里帰り出産のため県外で健康診査を受診した場合も、費用の一部を助成します。	保健センター
14	産後ケア	家族などから十分な家事・育児支援が受けられない方や育児に不安がある方を対象に市内の産科医療機関等で母子のケアや乳房管理、育児手技等についての支援を行い、育児負担の軽減を図ります。	保健センター
15	産前・産後サポート 事業	母子保健推進員が、初産妊婦や生後6～7か月児の家庭を訪問し、健康に関する情報を提供し、子育ての不安等を聞き身近な相談相手となります。	保健センター

指標

指標名	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)
母子総合相談室を知っている保護者の割合	%		65.0
妊娠11週以下での妊娠届出率	%	94.1	100.0
妊娠届出時の母の喫煙率	%	0.77	0.0
父親が育児に参加する割合	%	89.5	100.0

(2) 乳幼児の健康づくり

乳幼児健康診査等の各種健康診査の実施などにより、子どもの疾病や発達障がい等を早期に発見し、適切な支援が受けられるよう相談・連携体制の充実を図ります。また、子どもが心身ともに健康な状態で過ごせるよう、生後4か月までの全戸訪問や乳幼児訪問指導、育児相談、予防接種など、様々な乳幼児期の保健サービスの充実を図ります。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	子ども発達相談室	保健師が、子どもの発達について心配のある保護者に対し、電話相談や来所相談を行います。また、医師や言語聴覚士等の専門スタッフによる個別相談や親子教室を開催し、市内の保育園・幼稚園、小学校等と連携を取りながら、子どものすこやかな育ちを支援します。	保健センター

2	乳児一般健康診査	1歳の誕生日前日まで、県内医療機関において健康診査を行います。子どもの疾病や障がいを早期に発見し、早期に治療できるよう支援します。	保健センター
3	乳幼児健康診査	3か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、子どもの発育・発達の遅滞、疾病を早期発見することに努めるとともに、育児等の助言や子どもの事故防止の啓発などを行います。	保健センター
4	新生児・未熟児訪問指導	保健師・助産師が新生児及び未熟児のいる家庭を訪問し、発育・疾病予防等の健康に関する内容や育児全般について、指導・助言を行います。	保健センター
5	生後4か月までの全戸訪問（こにちは赤ちゃん事業）	母子保健推進員が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。	保健センター
6	乳幼児訪問指導	保健師が乳幼児のいる家庭を訪問し、発育・疾病予防等の健康に関する内容や育児全般について、指導・助言を行います。	保健センター
7	育児相談	乳幼児を対象に、子どもの発育・発達、母乳・栄養等の相談の場を提供し、育児全般についての支援を行います。	保健センター
8	未熟児フォローアップ相談	低体重児及び未熟児等のハイリスク児を対象に、小児科医による診察や相談の場を提供し、継続的な育児支援を行い、育児不安の軽減を図ります。	保健センター
9	乳幼児栄養相談	もぐもぐ教室を開催し、離乳食について具体的な学習支援と相談の場を提供します。また、離乳食及び幼児食を進めるにあたり、保護者に疑問や悩みが生じた場合、来所や電話等で相談に応じます。	保健センター
10	要観察児相談・教室	各種健康診査において事後相談の必要な乳幼児や児童に対して、相談や教室の場を提供します。また、保護者支援として講座や座談会等を開催し、継続した支援体制の整備を図ります。	保健センター
11	幼児ことばの教室	言葉の発達の遅れが心配であったり、集団生活における問題行動がみられる幼児とその保護者を対象に、個別に、親子通級教室を開き、相談や関わり方についての指導を行います。	保健センター
12	歯科健康診査	1歳6か月児・3歳6か月児健康診査及びむし歯予防教室において歯科健康診査を実施し、歯の健康保持、増進を図ります。	保健センター
13	歯の健康教室	妊婦・乳幼児・園児・児童を対象にブラッシングの方法や食生活指導等を行い、むし歯や歯周病予防を推進します。	保健センター
14	フッ素塗布・フッ素洗口	保健センターで1歳6か月児～3歳6か月児を対象に、フッ素塗布を、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校でフッ素洗口を実施し、むし歯予防を推進します。	保健センター

15	母子保健推進員活動	妊産婦、乳幼児等の家庭を訪問し、各種健康診査の受診や子どもの健康に関する情報提供を行います。また、地域での親子のふれあい教室等を開催し、母子の健康の確保につなげます。	保健センター
16	予防接種	乳幼児・児童・生徒を対象に、予防接種法に基づき、感染症の発生及び蔓延の予防に努めます。	保健センター

指標

指標名	単位	現状値（H30）	目標値（R6）
子ども発達相談室を知っている保護者の割合	%	-	65.0
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	%	83.1	90.0
乳幼児健康診査受診率	%	99.2	100.0
1歳6か月児		99.2	100.0
3歳6か月児		99.2	100.0
毎日朝食を食べると回答する幼児の割合	%	94.0	100.0
生後4か月までの全戸訪問 訪問率	%	93.6	100.0
母乳で育てる人の割合	%	62.2	68.0
子育てが楽しいと回答する率	%	97.8	100.0
むし歯のない子どもの割合（3歳児）	%	90.1	90.0

（3）小児医療の充実

医療費の助成や小児医療に関する情報提供、小児医療体制の整備などにより、子どもの健全な発達・成長と健康を確保します。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	子ども医療費助成	中学3年生までの子どもの通院や入院に係る費用（保険診療の自己負担分）を助成し、病気の早期発見と経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
2	未熟児養育医療費助成	未熟児を対象とし、指定する医療機関において、入院治療を受ける場合の医療費を助成することにより、乳児の健康管理と適正な医療を確保します。	子育て支援課
3	小児医療体制の充実	質の高い医療を提供し、安全・安心な小児医療体制の充実を図ります。	市民病院
4	小児医療に関する情報提供	日頃から子どもの成長や病気に関し、気軽に相談できる、かかりつけ医を持つよう啓発するとともに、保健指導や乳幼児健康診査等の機会を活用し、救急医療体制について情報提供を行います。	保健センター 市民病院

7 仕事と子育ての両立支援

現状と課題

社会情勢の変化により、共働き家庭が増加しています。女性は特に妊娠・出産・子育てにより、仕事と生活の両立が難しくなる傾向にあるため、男性の家事・育児参画の促進や働き方改革など、子育てしながら働きやすい環境づくりが必要となっています。企業・事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成が求められています。

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が互いに協力し、安心して子どもを育てられる男女共同参画社会の実現に努めるとともに、仕事と生活・子育ての両立支援のための情報提供や、育児休業制度の普及促進など、子育てしやすい職場環境づくりを支援します。

主な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	男女共同参画の推進	男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会実現のため、「第2次射水市男女共同参画基本計画」に基づき、施策を展開し、労働者、事業主、地域住民等の意識改革のための学習機会の充実を図ります。	地域振興・文化課
2	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	仕事と生活の調和の取れた働きやすい職場環境づくりを進めるため、国・県と連携し、働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供を行います。	商工企業立地課 子育て支援課
3	育児休業制度の普及促進	国や関係機関と連携を図りながら、育児休業の制度化、取得の促進及び関係機関が実施している奨励金制度について啓発を行い、あらゆる機会と媒体を通じて、制度の周知を図ります。	商工企業立地課
4	就業・再就職支援	国や県と連携を図り、子育てをしながら就職を希望する女性等や育児休業等から仕事復帰を目指す方に対して、職業相談や制度周知等を行います。また、誰もが能力を発揮できる機会が均等に確保できるよう、事業者に対する制度周知を図ります。	商工企業立地課 子育て支援課
5	一般事業主行動計画の策定促進	一般事業主行動計画策定への啓発と相談業務を行い、子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援します。	商工企業立地課

指標

指標名	単位	現状値 (H30)	目標値 (R6)
ワーク・ライフ・バランスに関する周知回数	回	2	8 (2か所×4回)
女性の育児休業制度取得率	%	96.9	100.0
一般事業主行動計画の策定率	%	76.0	80.0

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画を着実に推進するため、市民や行政、企業等が連携・協力し、各種事業に取り組む体制の充実を図ります。

(1) 射水市子ども・子育て会議等において計画の進捗状況を評価、検証

毎年1回、射水市子ども・子育て会議、射水市子ども施策推進委員会及び射水市要保護児童対策協議会において、各種事業の実施状況を報告し、事業の評価並びに検証を行います。

(2) 福祉、教育、保健等の庁内関係課との連携・調整

本計画を効率的・効果的に実施するためには、市子育て支援課のみならず、本市の子ども・子育てに関わる関係課と連携し取り組む必要があります。また、射水市子ども・子育て会議等での意見等も踏まえ、新たな課題等に対して関係課との調整を図ります。

(3) 家庭、地域、企業、関係機関等との連携・協働

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支える環境を構築するためには、家庭や地域等の役割がますます重要になります。そのためにも、各々がそれぞれの役割を果たすとともに、連携、協働して子育てを支援するための環境づくりを推進します。

- ・家庭 家族の一人ひとりが積極的に子育てや家事を行い、ともに支えあう関係を築くこと。
- ・地域 子どもや子育て家庭を支える活動や見守りなどを通じて、地域が子どもを育てるという意識の醸成や地域活動の充実を図ること。
- ・企業 子育て家庭に配慮した制度等を充実し、子育てしながら安心して働くことができる職場づくりを推進すること。
- ・保育園や幼稚園、学校等の関係機関
子どもたちの身近な施設として、子どもの保育等の支援はもちろん、保護者に対する相談や情報提供など多様な支援を実施すること。

(4) 計画の周知・浸透

市民にとって本計画を分かりやすく、利用しやすいものとするため、市の広報紙やホームページ等のほか、ケーブルテレビや出前講座等を通じて、幅広い世代への周知や啓発に努めます。また、子育て家庭については、子育てガイドや子育て情報サイト「ちゃいる.com」など、より身近な情報源としての利用を促進します。

(5) 社会情勢の変化等を踏まえた施策の充実や見直し

社会情勢の変化や国や県等の動向、本市の総合計画や財政状況等を踏まえ、必要に応じて計画の充実や見直しを図ります。

資料編

1 アンケート結果

射水市子ども・子育てに関するニーズ調査

(1) 調査概要

調査地域：射水市全域

調査対象：射水市内在住の「就学前児童」の保護者

射水市内在住の「小学生」の保護者

抽出方法：就学前児童 1,500 人、小学生 1,000 人を無作為抽出

調査期間：2018 年 12 月 7 日～12 月 21 日

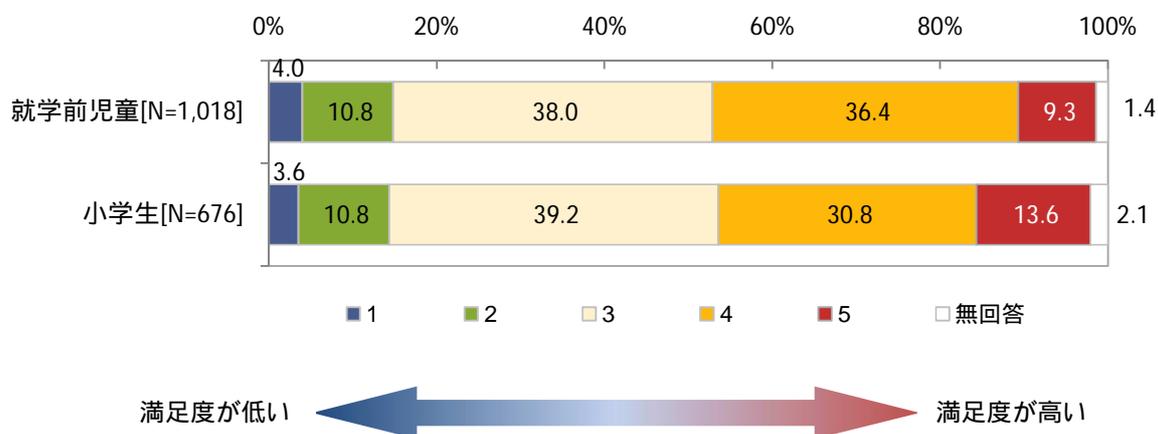
調査方法：郵送による配布・回収

	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,500	1,018	67.9%
小学生	1,000	676	67.6%
合計	2,500	1,694	67.8%

(2) 調査結果

射水市における子育ての環境や支援への満足度

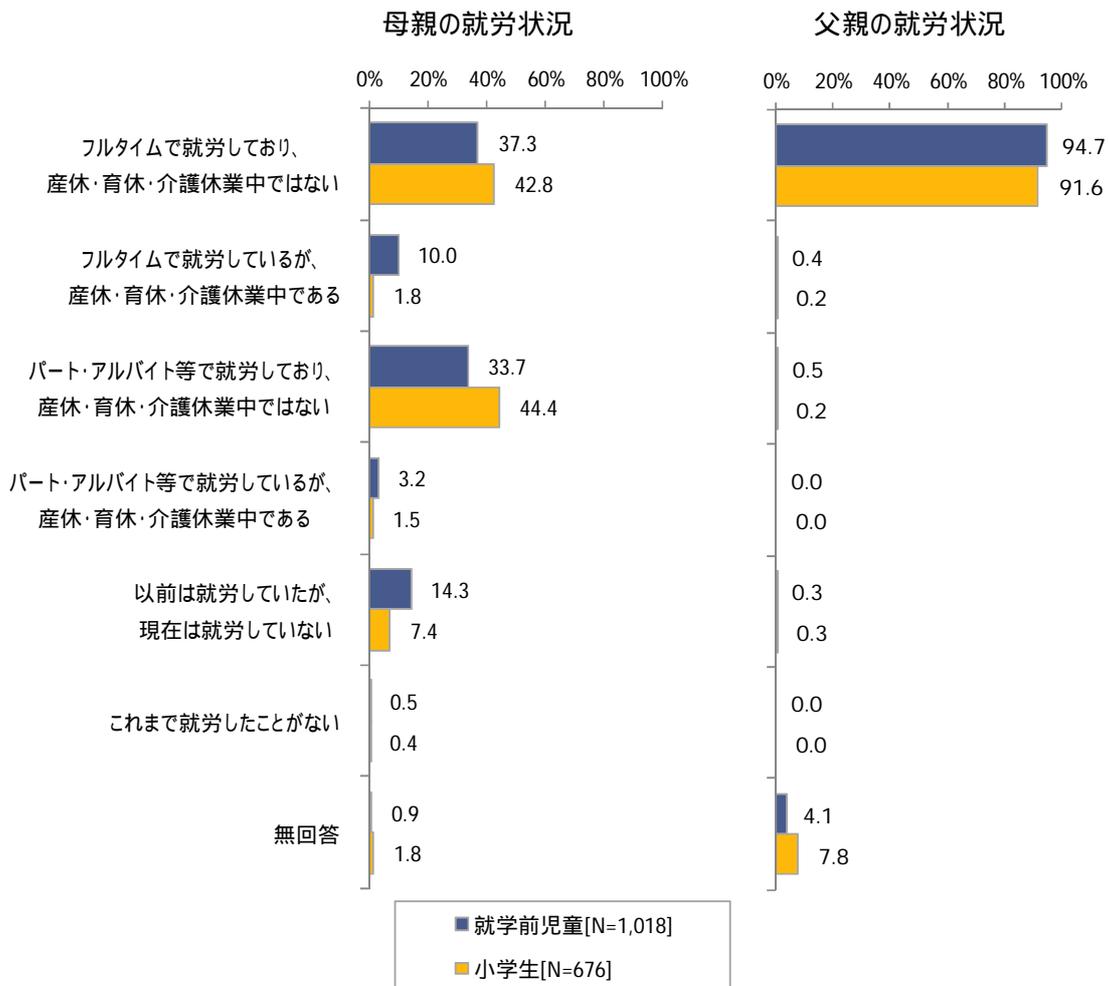
満足度を5段階で聞いたところ、「4」と「5」を合わせた比較的満足度の高い人は、就学前児童で45.7%、小学生で44.4%となっています。



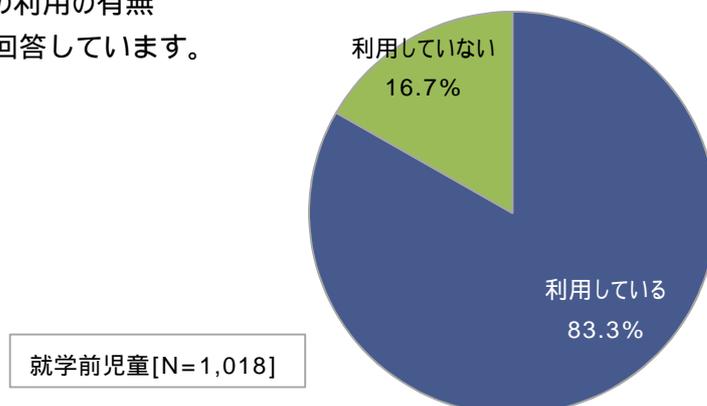
保護者の就労状況

「母親」について、就学前児童では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 37.3%、小学生では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 44.4%と最も高くなっています。

「父親」については、就学前児童、小学生ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が9割以上で最も高くなっています。



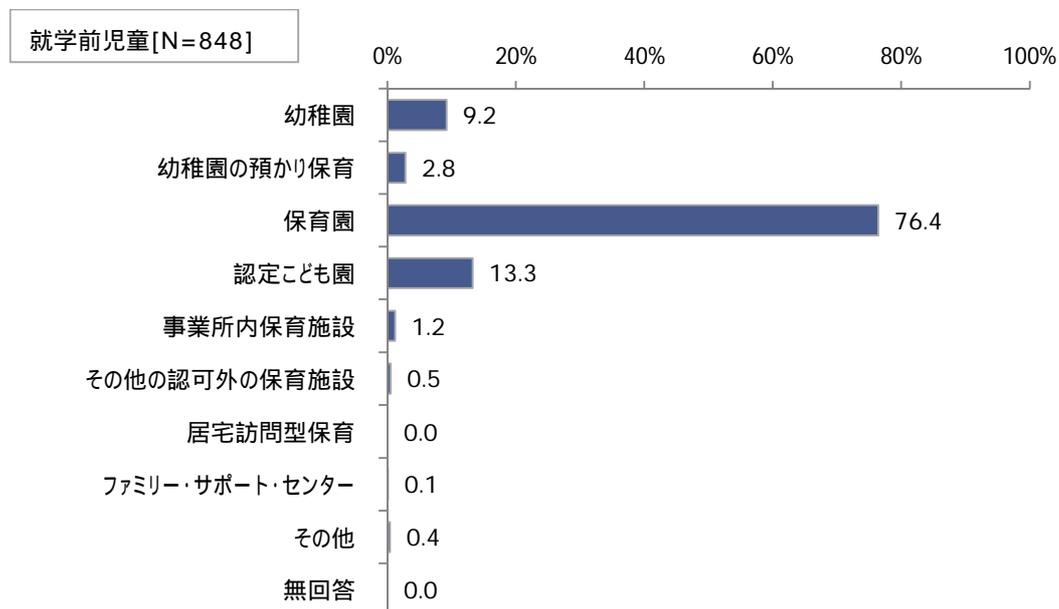
平日の幼稚園や保育園などの利用の有無
83.3%が「利用している」と回答しています。



定期的に利用している教育・保育事業 複数回答

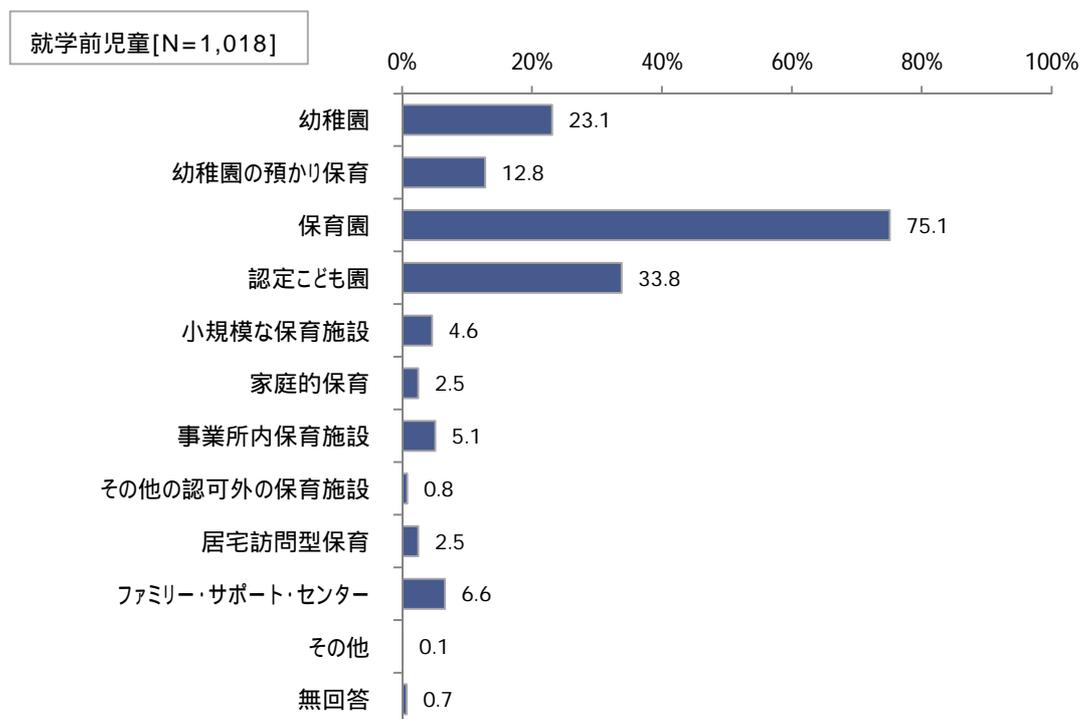
利用の有無で「利用している」に つけた人のみ回答

「保育園」が76.4%と最も高くなっています。



今後定期的にご利用したいと考える事業 複数回答

「保育園」が75.1%と最も高く、次いで「認定こども園」が33.8%となっています。



放課後をどのような場所で過ごさせたいと思うか 複数回答

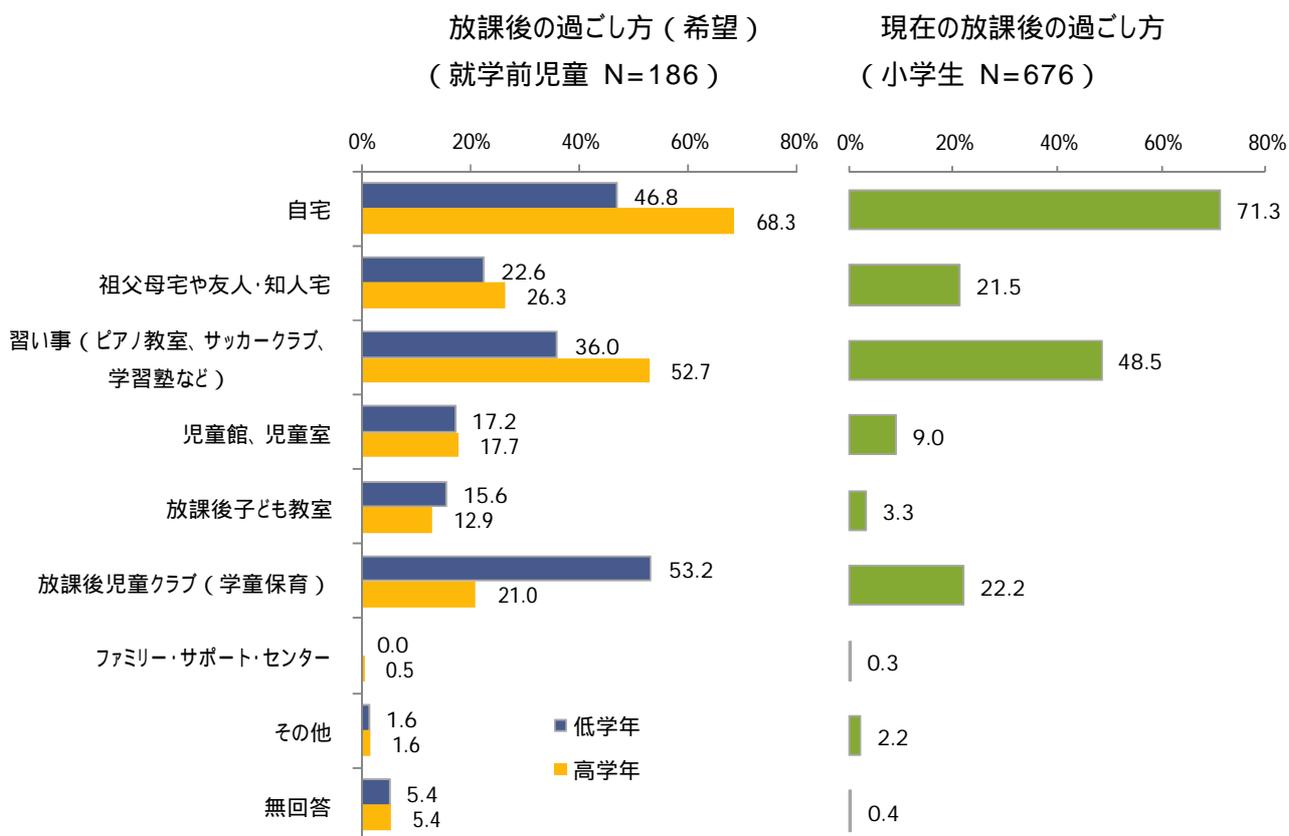
就学前児童（5歳以上）の保護者のみ回答

低学年のうちは、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 53.2%と最も高く、高学年になってからは、「自宅」が 68.3%と最も高く、次いで「習い事」が 52.7%となっています。

現在の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方 複数回答

小学生の保護者のみ回答

小学生は、「自宅」が 71.3%と最も高く、次いで「習い事」が 48.5%となっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」は 22.2%となっています。

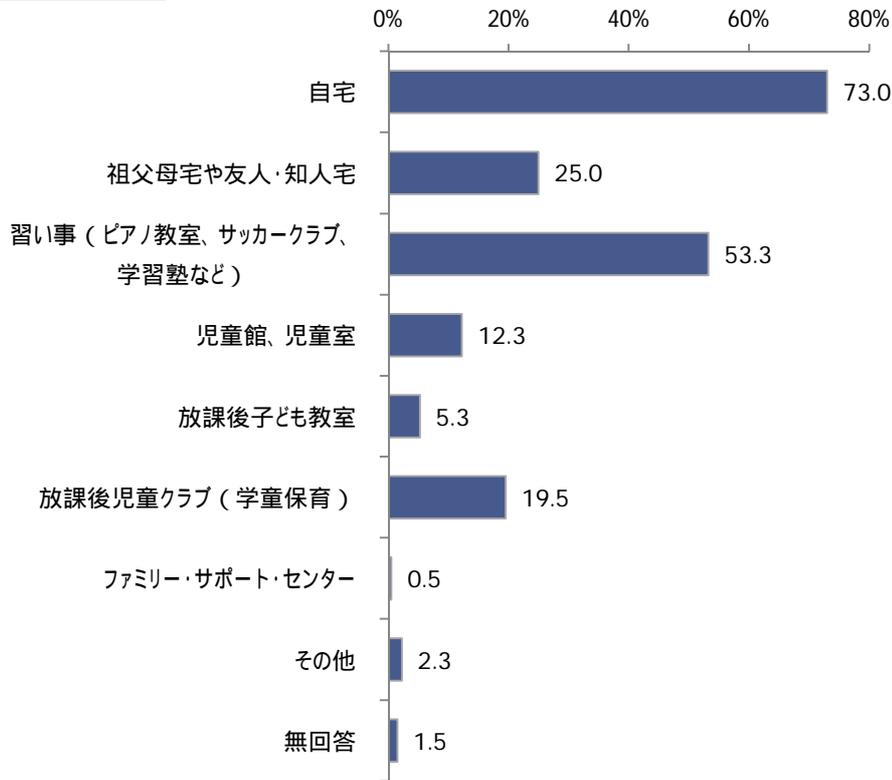


小学校高学年になったら、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思うか 複数回答

小学校低学年（1～3年生）の保護者のみ回答

「自宅」が73.0%と最も高く、次いで「習い事」が53.3%となっています。放課後児童クラブ（学童保育）」は19.5%となっています。

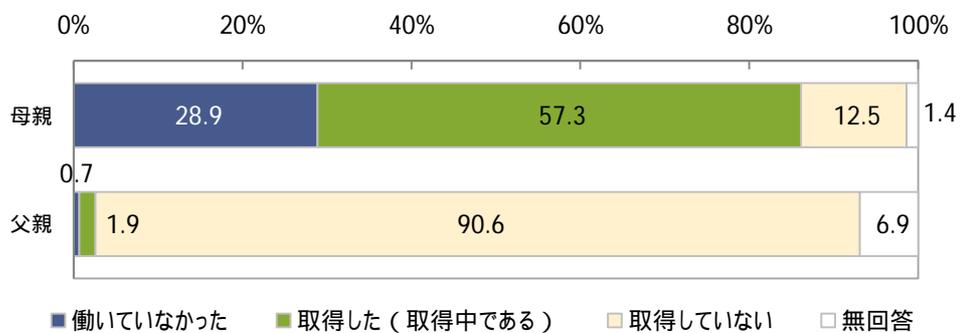
小学生[N=400]



保護者の育児休業取得状況

母親は「取得した（取得中である）」が57.3%、「取得していない」が12.5%となっています。父親は90.6%の人が「取得していない」と回答しています。

就学前児童（N=1,018）

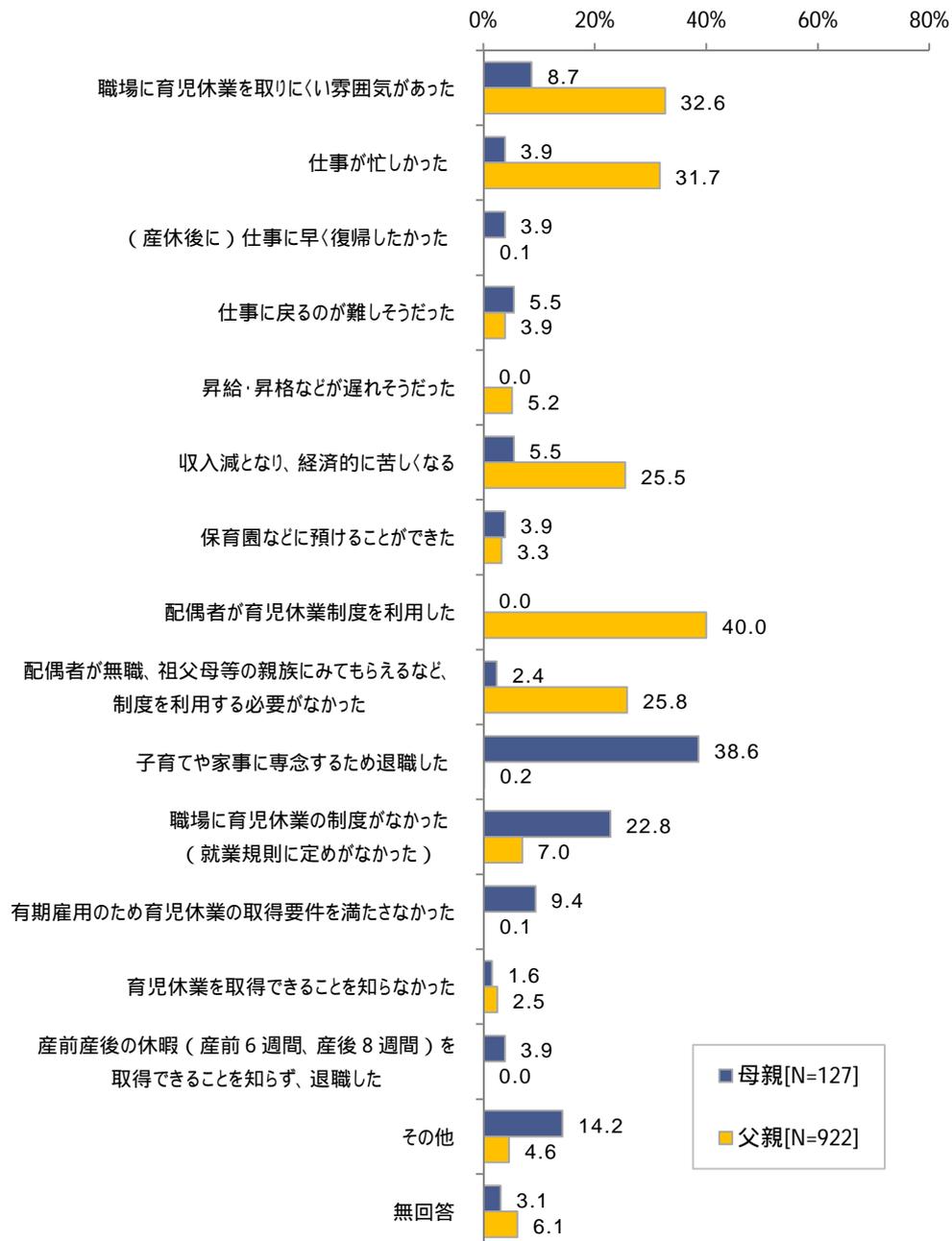


育児休業を取得していない理由 複数回答

「取得していない」を選んだ人のみ回答

母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が 38.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 22.8% となっています。

父親は、「配偶者が育児休業制度を利用した」が 40.0%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 32.6%となっています。



射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査

(1) 調査概要

A . 射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査 (2018 年、子ども・保護者調査)

調査地域：射水市全域

調査対象：射水市内の全小学校 (15 校) の 5 年生及びその保護者

射水市内の全中学校 (6 校) の 2 年生及びその保護者

調査期間：2018 年 7 月

調査方法：小学校・中学校を通じた直接配付・直接回収

		配布数	回収数	回収率
子ども	小学校 5 年生	885 件	863 件	97.5%
	中学校 2 年生	870 件	814 件	93.6%
保護者	小学校 5 年生	885 件	814 件	92.0%
	中学校 2 年生	870 件	706 件	81.1%

B . 射水市子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査 (各年、子ども調査)

調査地域：射水市全域

調査対象：射水市内の全小学校 (15 校) の 5 年生

射水市内の全中学校 (6 校) の 2 年生

調査方法：小学校・中学校を通じた直接配付・直接回収

2019 年 7 月調査

	配布数	回収数	回収率
小学校 5 年生	817 件	809 件	99.0 %
中学校 2 年生	854 件	821 件	96.1 %

(2) 調査結果

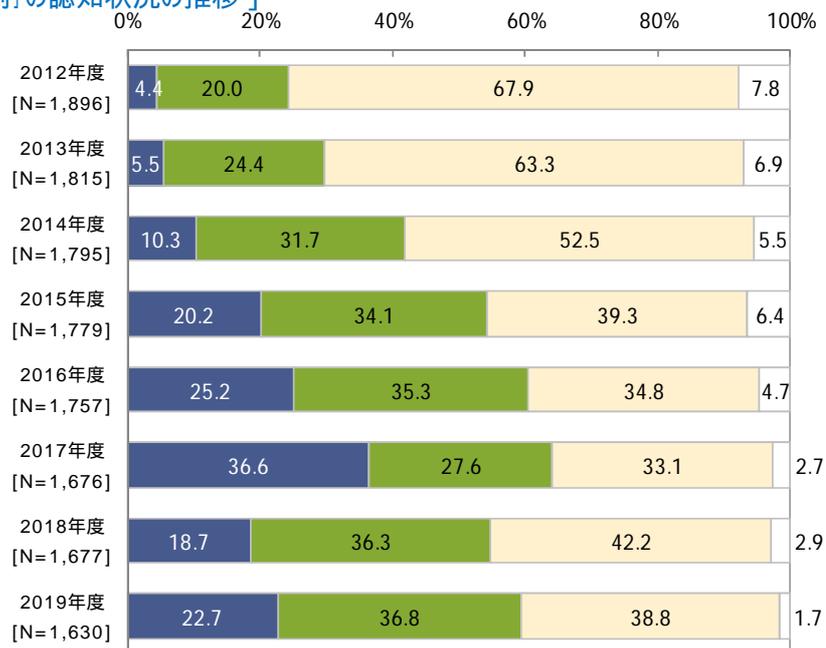
子どもの権利に対する理解

毎年実施してきた子どもに対するアンケート調査の結果をみると、「射水市子ども条例」や「子どもの権利」の認知状況(「知っている」「聞いたことはある」と答えた子どもの割合)は増加傾向にあり、2015 年度以降は 5 割以上となっています。

また、2018 年度に実施した保護者に対するアンケート調査の結果をみると、「射水市子ども条例」の認知状況(「知っている」「聞いたことはある」と答えた保護者の割合)は 5 割以上となっています。

【子どもの権利等に対する認知状況】

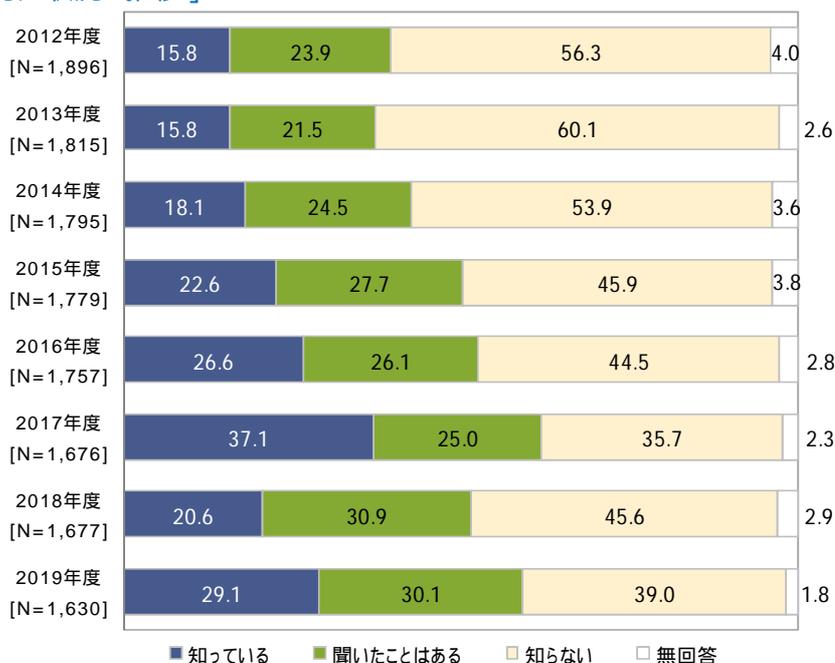
【「射水市子ども条例」の認知状況の推移】



【「射水市子ども条例」の認知状況（小・中学生の保護者）】



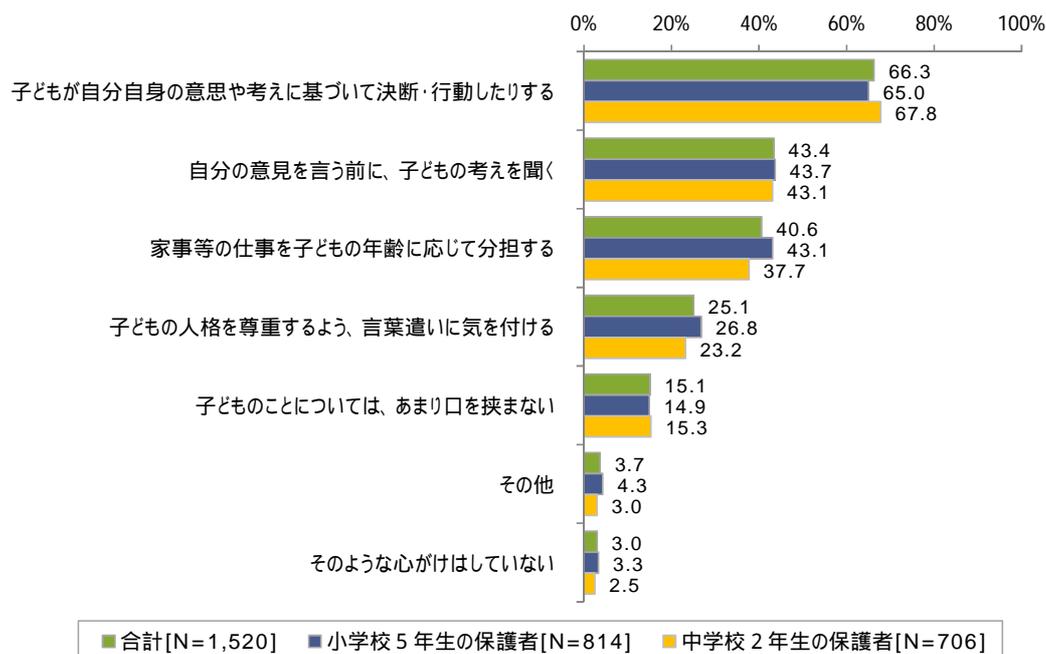
【「子どもの権利」の認知状況の推移】



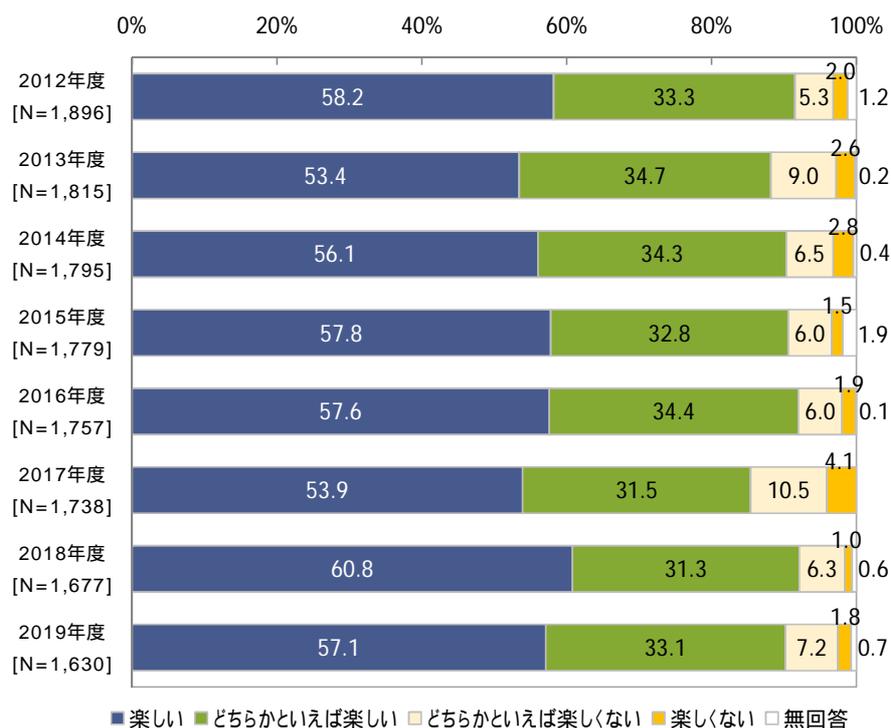
子どもの成長を支える環境づくり

2018年度に実施した保護者に対するアンケート調査の結果をみると、「一人の人間である子どもに対して心がけている対応」は、「子どもが自分自身の意思や考えに基づいて決断・行動したりする」が66.3%と最も高く、次いで「自分の意見を言う前に、子どもの考えを聞く」が43.4%となっています。

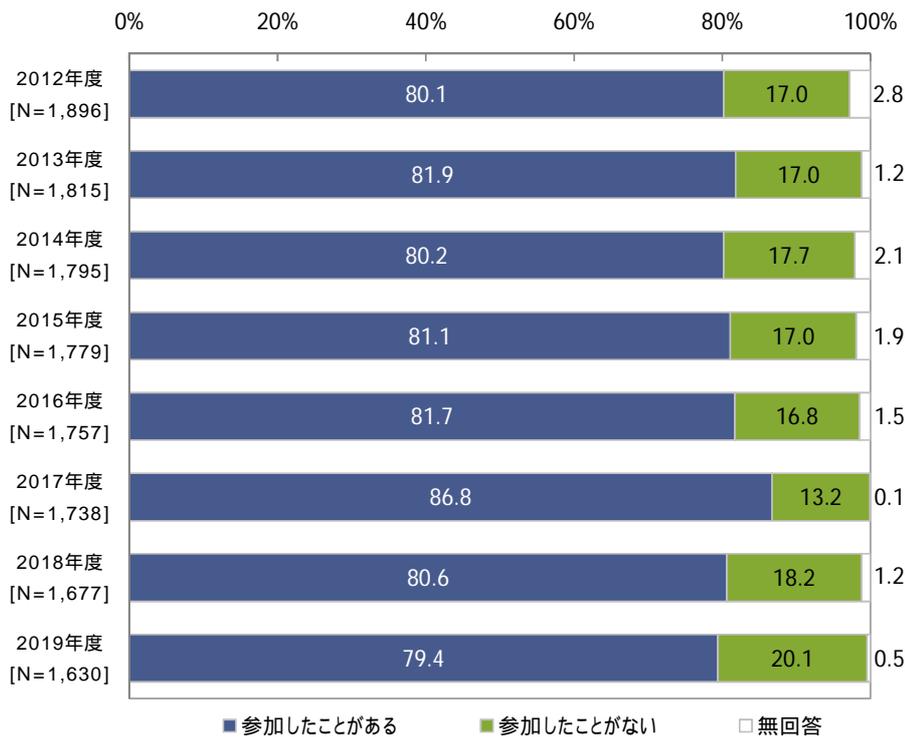
【一人の人間である子どもに対して心がけている対応】



【学校の楽しさ】



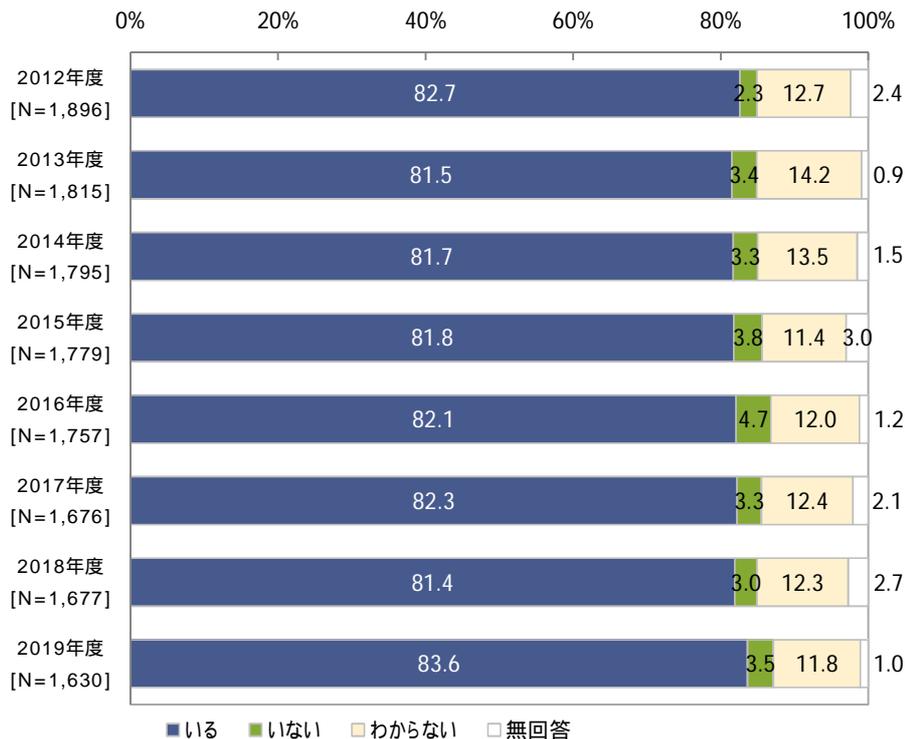
【地域行事への参加（直近1年間）】



子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制づくり

子どもに対するアンケート調査の結果をみると、「不安や悩みがあるときに相談できる人」は全ての年度で8割程度が「いる」と回答しており、「相談相手」としては全ての年度において「家族」が第1位、次いで「友だち」「学校の先生」となっています。

【不安や悩みがあるときに相談できる人】



射水市子育て家庭アンケート調査

(1) 調査概要

調査地域：射水市全域

調査対象： 射水市の小学校に在学する小学5年生の保護者（以下「小学生調査」）

射水市の中学校に在学する中学2年生の保護者（以下「中学生調査」）

射水市のひとり親家庭等医療費助成対象者（以下「ひとり親対象調査」）

調査期間： 及び 2017年7月

2017年8月

調査方法： 及び 各小中学校を通して配布、回収

射水市ひとり親家庭等医療費助成対象者に郵送の上、更新申請書等受付時にあわせて回収

	配布数	回収数	回収率
小学5年生	873件	789件	90.4%
中学2年生	890件	780件	87.6%
ひとり親	718件	498件	69.4%

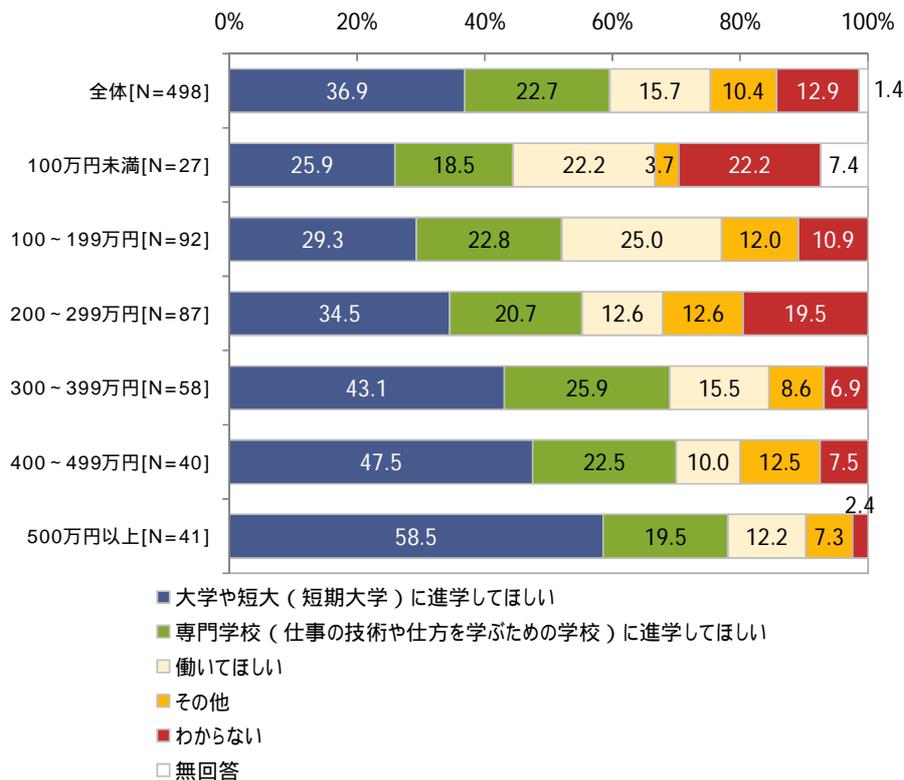
(2) 調査結果

高校卒業後の進路希望

ひとり親対象調査では「大学や短大に進学してほしい」が36.9%、「専門学校に進学してほしい」が22.7%、「働いてほしい」が15.7%等となっています。

世帯収入別にみると、収入が低いほど「大学や短大に進学してほしい」が低く、「働いてほしい」が高い傾向にあります。

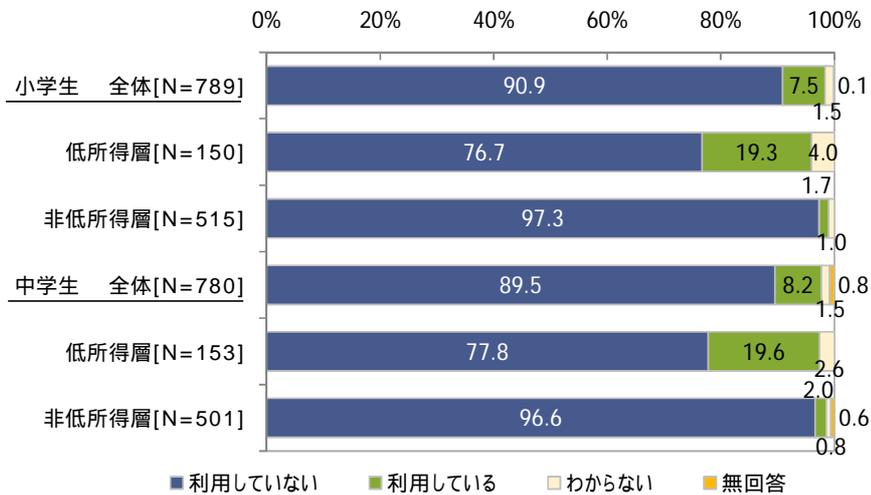
【ひとり親家庭における高校卒業後の進路希望（世帯収入別）】



就学援助制度の利用状況

就学援助制度の利用状況を見ると、小学生調査では「利用している」が7.5%、中学生調査では、8.2%となっています。所得別にみると、「低所得層」で「利用している」と回答した人の割合が高くなっています。

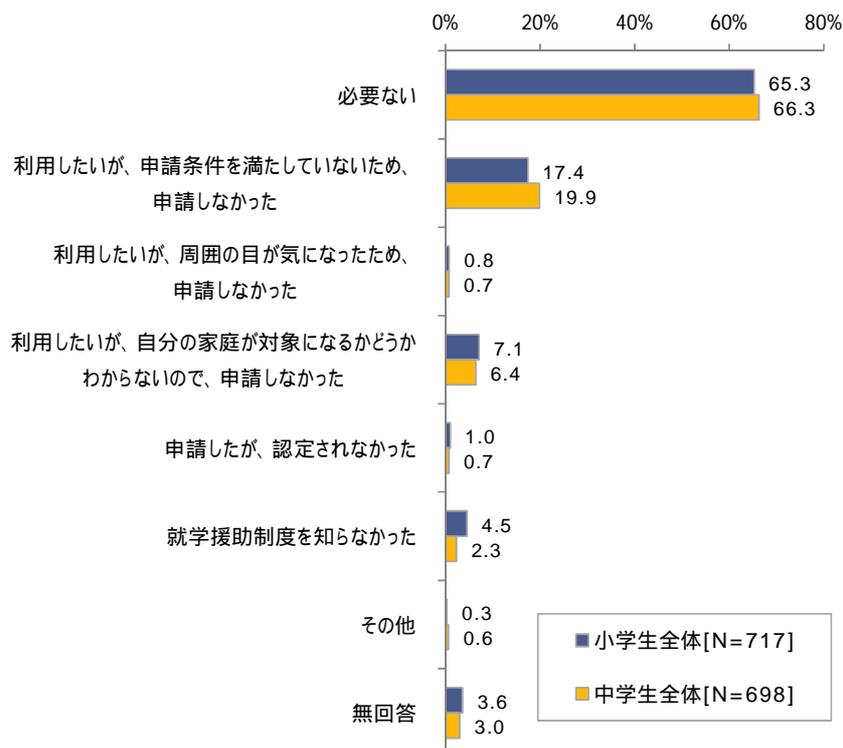
【就学助成制度の利用状況（小・中学生別、所得別）】



低所得層：有効回答者の世帯収入を世帯人数の平方根で割って調整した「等価世帯収入」を算出、その中央値の70%未満の世帯
 非低所得層：低所得層以外の世帯

就学援助制度を利用していない理由については、「必要ない」が小学生調査では65.3%、中学生調査では66.3%と最も高くなっています。

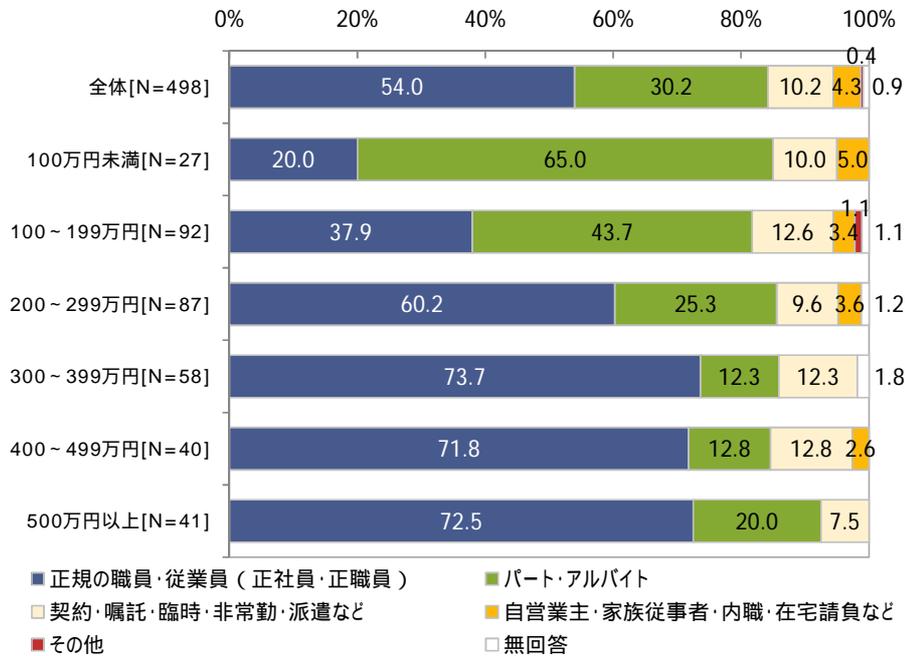
【就学助成制度を利用しない理由（小・中学生別）】



就労状況

ひとり親対象調査では、「正規の職員・従業員」が 54.0%、「パート・アルバイト」が 30.2% 等となっています。世帯収入別にみると、収入が低いほど「パート・アルバイト」の割合が高く、収入が高いほど「正規の職員・従業員」の割合が高い傾向にあります。

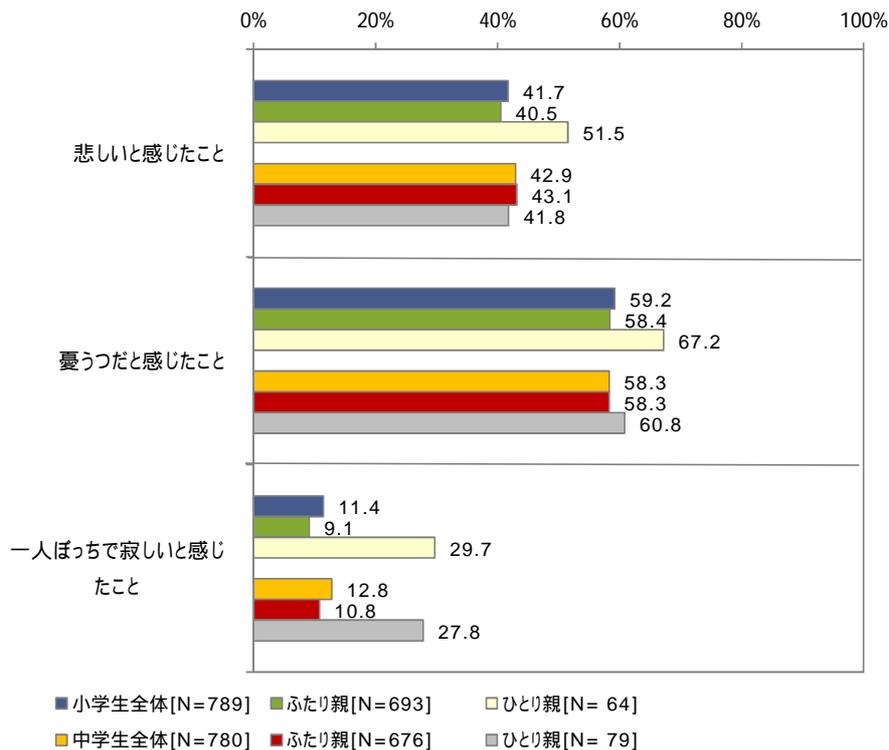
【ひとり親家庭の親の雇用形態（世帯収入別）】



心の状態

この1週間の心の状態について、「悲しいと感じたこと」がある人は小学生で41.7%、中学生は42.9%となっています。また、「憂うつと感じたこと」がある人は小学生で59.2%、中学生は58.3%となっています。

【心の状態（週1回以上感じた人の割合）】



利用したい支援やサービス

ひとり親家庭で利用したい支援やサービスは、「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」が 56.4%と最も高く、「保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」が 44.8%、「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」が 32.9%となっています。

世帯収入別にみると、「100万円未満」で「保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」が 59.3%、「自分が仕事や職業に活かせる資格を取るための支援」が 48.1%と他と比べ高くなっています。

【ひとり親家庭の利用したい支援やサービス（世帯収入別）】

(%)

	回答者数（人）	も学校や家庭以外で勉強を学べる支援	通い手、保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス	場所が安心な居場所	緊急な仕事や残った時間に子どもを預かるサービス	自分自身が資格や職業に活かせるための支援	子育てや子どもの成長をサポートするサービス	夜間や土日でも気軽に相談できるサービス	保護者だけでなく、子どもが安心して過ごせる居場所	その他
全体	498	56.4	44.8	32.9	25.1	24.9	19.9	14.3	14.1	2.4
世帯収入別										
100万円未満	27	63.0	59.3	48.1	33.3	48.1	25.9	18.5	25.9	-
100～199万円	92	57.6	42.4	34.8	28.3	25.0	18.5	13.0	17.4	2.2
200～299万円	87	70.1	52.9	40.2	27.6	31.0	21.8	17.2	17.2	3.4
300～399万円	58	58.6	50.0	37.9	29.3	17.2	17.2	13.8	13.8	5.2
400～499万円	40	57.5	50.0	22.5	22.5	27.5	17.5	17.5	12.5	-
500万円以上	41	56.1	41.5	36.6	31.7	24.4	34.1	26.8	17.1	4.9

支援制度の認知度

「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」「母子父子寡婦福祉貸付金」について、その認知度を見てみます。いずれの制度についても「まったく知らない」と回答した人が、小・中学生ともに6割を超えています。次に、各支援制度について「知っている」と「聞いたことがある程度」を合わせた『認知している』人の割合を家庭別にみてみます。

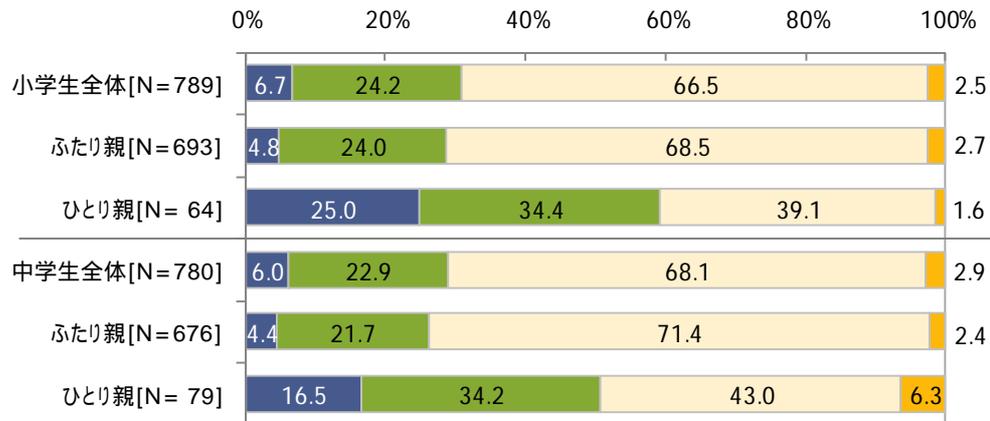
「自立支援教育訓練給付金」については、「ひとり親」家庭で、小学生調査では59.4%、中学生調査では50.7%が認知しています。

「高等職業訓練促進給付金」については、「ひとり親」家庭で、小学生調査では46.9%、中学生調査では32.9%が認知しています。

「母子父子寡婦福祉貸付金」については、「ひとり親」家庭で、小学生調査では50.0%、中学生調査では43.1%が認知しています。

【支援制度の認知度（小・中学生別、家庭別）】

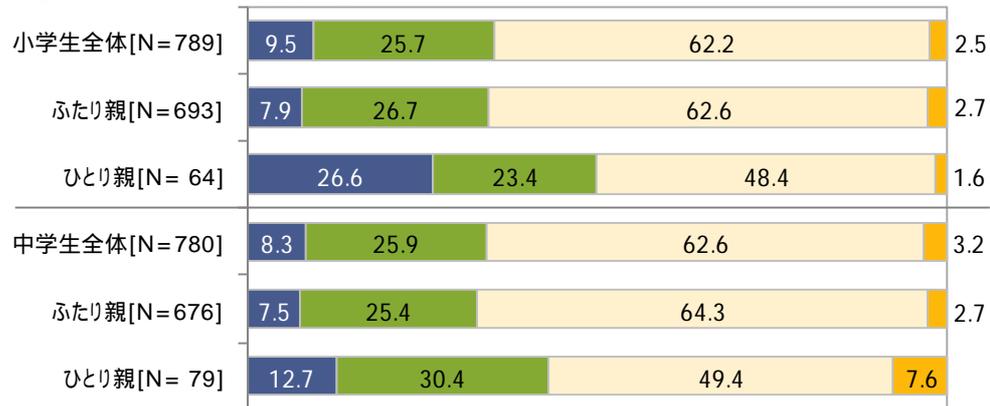
【自立支援教育訓練給付金】



【高等職業訓練促進給付金】



【母子父子寡婦福祉貸付金】



■ 知っている ■ 聞いたことがある程度 □ まったく知らない ■ 無回答

2 計画の策定経過

年月日	内容
平成 30 年 11 月 16 日	平成 30 年度 第 1 回射水市子ども・子育て会議 第 1 回射水市子ども施策推進委員会
平成 30 年 12 月 7 日 ~ 12 月 21 日	射水市子ども・子育てに関するニーズ調査
平成 31 年 2 月 5 日	平成 30 年度 第 2 回射水市子ども・子育て会議 第 2 回射水市子ども施策推進委員会
令和元年 8 月 29 日	令和元年度 第 1 回射水市子ども・子育て会議 第 1 回射水市子ども施策推進委員会
令和元年 11 月 12 日	令和元年度 第 2 回射水市子ども・子育て会議 第 2 回射水市子ども施策推進委員会
令和元年 12 月 23 日 ~ 1 月 22 日	事業計画（素案）に関する市民からの意見募集
令和 2 年 2 月 4 日	令和元年度 第 3 回射水市子ども・子育て会議 第 3 回射水市子ども施策推進委員会
令和 2 年 3 月	議会説明
令和 2 年 3 月	第二期射水市子ども・子育て支援事業計画策定、公表

3 射水市子ども・子育て会議設置要綱

射水市子ども・子育て会議設置要綱

平成28年10月11日

告示第209号

(設置)

第1条 射水市の子ども・子育て支援給付その他の子育て支援を地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供できるよう、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くため、射水市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第31条及び第43条に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員並びにそれらの施設及び事業のあり方に関する事。
- (2) 法第61条の規定に基づく射水市子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (4) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 保育・教育関係者
- (4) 民生委員・児童委員の代表者又はその指名する者
- (5) 法第6条第2項に規定する保護者
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (7) 公募による市民
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 市長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、市長が指名する委員及び市長が必要と認める外部関係者(以下「部会委員」という。)あわせて14人以内で組織する。

3 部会委員は、市長が委嘱する。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選によって定める。

5 部会長は、会議を進行する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(子ども・子育てワーク会議)

第8条 子育て支援に関する活動を行うため、子ども・子育てワーク会議(以下「ワーク会議」という。)を設置する。

2 ワーク会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議及び部会並びにワーク会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

4 射水市子ども・子育て会議及び 射水市子ども施策推進委員会委員名簿

<任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日>

令和元年12月1日時点

氏名	役職	要綱第3条 第2項	備考
石津 孝治	学校法人浦山学園 富山福祉短期大学幼児教育学科長	第1号関係	学識経験者
明橋 大二	医療法人真生会 真生会富山病院心療内科部長	第2号関係	医療従事者
櫻野 栄子	太閤山小学校長	第3号関係	小学校長会
成田 廣昭	大門中学校長	第3号関係	中学校長会
上田 雅裕	学校法人鷹寺学園理事長	第3号関係	民間幼稚園代表
宮田 やす子	射水市民間保育連盟副会長	第3号関係	民間保育園代表
杉山 義尚	射水市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会部会長	第4号関係	民生・児童委員
豆川 公彦	射水市PTA連絡協議会会長	第5号関係	保護者代表
野口 裕貴	新湊作道保育園保護者会会長	第5号関係	保育園保護者代表
本田 優司	大門わかば幼稚園みつば会会長	第5号関係	幼稚園保護者代表
小川 一代	中太閤山小学校留守家庭児童会支援員	第6号関係	放課後児童クラブ運営 主体代表
立浪 ゆかり	特定非営利活動法人新湊くらし応援団 グランパ施設長	第6号関係	子育て支援センター運営代 表
森田 信子	射水市母子保健推進員連絡協議会会長	第6号関係	母子保健推進員連絡協議 会代表
二川 由利子	射水市子ども・子育てワーク会議委員	第7号関係	一般市民（公募）
前川 みや子	高岡人権擁護委員協議会 射水地区委員会委員	第8号関係	人権擁護委員協議会
佐野 幸弘	射水市地域振興会連合会常任理事	第8号関係	地域振興会連合会
武部 賢昭	射水市商工会事務局長	第8号関係	企業関係者

第二期 射水市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：射水市

編集：射水市 子育て支援課

〒939-0294

富山県射水市新開発 410 番地 1

TEL 0766-51-6629

FAX 0766-51-6660
